

聞書第二 教訓

二〇四 苦勞を見た者でないと根性が据らぬ、若い中に苦勞せよ

「奉公人の禁物は、何事にて候はんや。」と尋ね候へば、大酒 自慢 奢りなるべし。不仕合せの時は氣遣ひなし。ちと仕合せよき時分、此の三箇條あぶなきものなり。人の上を見給へ、やがて乗氣さし、自慢 奢りが附きて散々見苦しく候。それゆゑ、人は苦を見たるものならでは根性すわらず、若き中には随分不仕合せなるがよし。不仕合せの時草臥るゝ者は、益に立たざるなりと。

二〇五 組討やはら角藏流、端的當用に立つのが流儀、戀は忍戀

(一)「角藏流とは如何様の心に候や。」と申し候へば、(二)鍋島喜雲草履取角藏と申すもの、力量の者に候故、喜雲劍術者にて取手一流仕立て、角藏流と名附け、方々指南致し、今に手形残り居り申し候。組討やはらなどとし、打上りたる流にてはこれなく候。我等が流儀も其の如く上びたる事は知らず、げす流にて草履取角藏が取手の様に、端的の

當用^{たうよう}に立ち申^{たちまを}す故^{ゆゑ}、此^この前^{まへ}から我等^{われら}が角藏流^{かくざうりう}と申し候^{まを}。又此^{またこ}の前^{まへ}、寄合^{よりあ}ひ申^{まを}す衆^{しゆ}へ話^{はな}し申し候^{まを}は、戀^{こひ}の至極^{しごく}は忍戀^{りんこひ}と見立^{みた}て候^{まを}。逢^あうてからは戀^{こひ}のたけが低^{ひく}し。一生^{しちうしゆ}忍^{しの}んで思^{おも}死^しする事^{こと}こそ戀^{こひ}の本意^{ほんい}なれ。歌^{うた}に

戀死^{こひし}なむ後の煙^{けす}にそれと知^しれ終^つひにもらさぬ中の思^{おも}ひを

是^{これ}こそ長高^{ながたか}き戀^{こひ}なれと申し候^{まを}へば、感心^{かんしん}の衆^{しゆ}四五^{にん}人^{にん}ありて、煙仲間^{けすなかま}と申^{まを}され候^{まを}。

(一) 角藏流 元和五年六月六日、草野忠治郎へ贈^{くわく}つた兵法傳書^{へいほうでんしよ}に、九州肥前國佐嘉郡龍造寺^{くわく}の住人^{ぢゆうじん}岩永覺藏^{いわなが}坊大倉信勝^{ふくしやう}とあるが、この覺藏坊^{かくざうぼう}と角藏^{かくざう}とが同人^{どうじん}であるか否^{いな}かは判^はらない。しかし同時代^{どうたいてい}である事は確^{たしか}である(三四三・九〇四參照)。「我等^{われら}が角藏流^{かくざうりう}」とは、草履取^{そうりやく}角藏^{かくざう}のやうに實用^{じやうよう}的な自己流^{じこりゆう}といふ意味^{いみ}であらう。山本常朝^{やまもと じやうしやう}の自己批判^{じこひはん}である。

(二) 鍋島喜雲 本姓^{ほんせい}千手^{せんじゆ}。元筑後^{もと ちくご}の人^{ひと}で、父^{ちち}は權之允^{ごんしゆ}といつた。鍋島名字^{なべしま ななづな}を許^{ゆる}されて鍋島六之允^{なべしま むしゆ}入道喜雲^{にゅうだう きうん}と稱^{なづ}し、小城藩祖^{こじやうはんそ}鍋島元茂^{なべしま げんしやう}に附^つけられ、代々^{たいたい}小城^{こじやう}に住^すした。

二〇六 多久美作、嫡子長門を慕はする爲、態と無理無情に家中に當る

(一) 多久美作殿老後^{たくとく みまさかどのちうご}に、家中^{かちゆう}の者^{もの}へ無情無理^{むじやうむり}の御仕方^{おしかた}どもこれあり候^{まを}故^{ゆゑ}、誰^{たれ}か意見^{いけん}申^{まを}し候^{まを}へば、「長門^{ながと}が爲^{ため}なり。我が死^し後に枕^{まくら}を高^{たか}くして緩^{ゆる}りと休^{やす}み申^{まを}さるべし。」と答^{こた}への由^{よし}。總^{そう}じて家中^{かちゆう}を憐愍^{れんみん}し、隱居^{いんきよ}前に無理^{むり}の事^{こと}共^{ども}あれば、嫡子^{ちやくし}に家^{いへ}を譲^{ゆづ}り候^{まを}時^{とき}、家中^{かちゆう}の者^{もの}、早^{はや}く直代^{ちきだ}に (三) 思附^{おもひつ}くものにて候^{まを}。これ秘說^{ひせつ}の由^{よし}、或人^{あるひと}の話^{はなし}なり。

- (一) 多久美作 多久茂辰。(四八・註二)
 (二) 長門 多久茂矩。
 (三) 直代 當主の意。

二〇七 相手の氣質を吞込んで會釋し、議論しても遺恨を残すな

人に出會ひ候時は、その人の氣質を早く吞込み、それぐに應じて會釋あるべき事なり。その内、理堅く強勢の人には随分折れて取合ひ、角立たぬ様にして、間に相手になる上手の理を以て言ひ伏せ、その後は少しも遺恨を残さぬやうにあるべし。これは胸の働き、詞の働きのなり。何某へ和尚出會の意見、口達あり。

二〇八 北山朝陽軒と宗壽庵——了爲行寂雪門海音水岩各和尚

加州大乘寺隱居 (一) 了爲和尚下國の前、北山宗壽庵普請掃除これある時分、 (二) 行寂和尚上堂の掃除は自身なされ候。又 (三) 天祐寺 (四) 雪門和尚隱居、 (五) 海音和尚へ夏衣持參候處、新物良く過ぎ不似合とて返進、雪門の古衣所望にて候。又宗壽庵へ (六) 水岩和尚御越し前、新しく上堂立ち申し候。御待設けにとて、壁は了爲和尚御塗り候。冥加に叶はるゝ所なりと。

北山黒土原了爲和尚隱居所 (七) 長陽軒と申し候。正徳二年四月十九日寺號引相濟み、

(八) 宗壽庵そうじゆうあんと申し候まをさうらふ。

(一) 了爲和尚 絕學了爲和尚。高傳寺第十九世住持で、元祿十三年五月十六日鍋島光茂逝去、七月九日御施餓鬼が済むと隠居して北山黒土原(佐賀郡金立村)の山本常朝山屋敷朝陽軒に入つた。次いで寶永六年加賀國大乘寺に請ぜられて第三十世住持となり、正徳四年退院、關東を遍歴して下國した。本文はその時の事である。「山本常朝年譜」に、「寶永五年十一月十七日朝陽軒了爲加州大乘寺住職の儀仰出され候事。右請待の使僧着の上、高傳寺より口上書差上げられ候事。寶永六年正月廿八日朝陽軒了爲加州へ發足の事。」とある。享保十一年二月六日入寂した。俗姓、小城郡古湯村山伏實相坊の子で、澤野新右衛門組弓足輕某の養子となつたが、或時的を射はづして組頭に叱られたのに發奮、出家して川久保松陰寺賢渚和尚の門に入り、元祿九年藩主綱茂の命によつて高傳寺住職となつた。北山隠居中、寶永三年十二月二日綱茂逝去、生前の歸依により黃檗宗北原大願寺で葬送する事に決つた事を聞いて、了爲和尚御城に駈付け、黃檗宗の僧侶を追立て、御棺を背負うて高傳寺に御供すると言ひ出したので、葬儀を變更して高傳寺で営まれたといふ逸話もある。

(二) 行寂和尚 柏宗行寂和尚。高傳寺第廿世住持である。寶永三年綱茂の葬儀が済むと梅林庵に隠居した。

(三) 天祐寺 曹洞宗。本尊藥師如來。佐賀市上多布施町天祐寺小路にある。元和元年佐賀藩祖鍋島直茂が龍造寺高房(慶長十二年逝去)菩提の爲、其の靈骸を宗龍寺から此の地に移し、堂宇を建立したもので、閉山は在室和尚。曹洞宗八ヶ寺の一である。高房の法名大龍院殿天祐宗春大居士に因んで、寺號を大龍山天祐寺といふ。寺内に、龍造寺四天王の一人百武志摩守賢兼夫妻の墓がある。

(四) 雪門和尚 天祐寺世代に其の名が見えないが、第十二世住持正澄和尚の事であらうと『葉隱

校補』に記されてゐる。

(五) 海音和尚 天祐寺第十一世住持。(三一・註一)

(六) 水岩和尚 高傳寺第十六世住持。享保三年六月廿二日寂。

(七) 長陽軒 常朝手記の「山本常朝年譜」や『葉隱校補』には朝陽軒とある。了爲和尚隱居の事が『葉隱校補』には「元祿十三年光茂公御引導申上げ、直ちに隱居、常朝山屋敷朝陽軒に常朝と同居なり。」とある。

(八) 宗壽庵 「山本常朝年譜」に、「正徳二年四月十九日、朝陽軒寺號引、願の如く仰出され候段、寺社奉行より高傳寺へ相達し、宗壽庵と改む。」とある。

二〇九 夢が正直のためし、勇氣がすわると夢中の心持が替る

夢が正直のためしなり。切死、切腹の夢折々見候が、勇氣すわり候へば、段々夢中の心持替り申し候由。閏五月二十七日夜の夢の事。

二一〇 先づ篤と身命を主人に奉り、内に智仁勇の三徳を備へよ

武士の大括りの次第を申さば、先づ身命を主人に篤と奉るが根本なり。斯くの如くの上は何事をするぞといへば、内には智仁勇を備ふる事なり。三徳兼備などと云へば、凡人の及びなき事の様なれども、易きことなり。智は人に談合するばかりなり。量もなき智なり。仁は人の爲になる事なり。我と人と比べて、人のよき様にするまでなり。勇は齒嚙みなり。前後に心附けず、齒嚙みして踏破るまでなり。此の上の立ち上りたることは知らぬ

事なり。さて、外には風體、口上手跡なり。これは何れも常住の事なれば、常住の稽古にて成る事なり。大意は閑かに強みある様にと心得べし。此の分、手に入りたらば、國學を心懸け、其の後氣晴らしに諸藝能も習ふべし。よく思へば、奉公などは易き事なり。今時、少し御用に立つ人を見れば、外の三箇條迄なりと。

二二 淵瀬を心得て渡れ、御意に入りたいと努むるのは見苦しい

或出家申され候は、淵瀬も知らぬ川をうかど渡り候ては向へも届かず、用事も濟まず、流れ死も仕る事に候。時代の風俗、主君の好嫌をも合點なく、無分別に奉公に乘氣などさし候は、御用にも立たず、身を亡し候事これあるべく候。御意に入るべく仕るは、見苦しきものに候。先づ引取りて、ちと淵瀬をも心得候て、御嫌ひなさるゝ事を仕らざる様、仕るべき事と存じ候由。

二三 武士は草鞋を作り習へ、一里外へは一人一升の兵糧を持て

(一) 前神右衛門(法名善忠)は沓草鞋作り候事上手にて候。組被官抱へ候時も、「草鞋作り候や、この細工成らざる者は足もたずなり。」と申し候。又一里外へは、一人一升宛の兵糧を袋に入れ、附けさせ候。向より直ちに出陣の仕組なり。まづ、一升宛さへあれば、その内に才覺成り申し候。それ故、淺黄木綿の袋數多作り置き候。(二) 太閤

様名護屋御下向の時、朱鞘の御大小に（三）足半を御懸け候て、（四）高木上道御通り候。又家康公の御家中の騎馬を太閤様へ御目に懸けられ候時、（五）成瀬小吉紅の沓を鞘にかへ候由なり。軍中にて第一の用意なり。今にても（六）長崎立と申し候時、上下の數萬人の用に立ち候に付て、沓草鞋一束もあるまじく候。されば、兼て心にかけて用意あるべき事なり。尤も作り習ひ候はで叶はざる儀なり。芝原山道川中などにて、草鞋はすべり候。足半よく候となり。

（二）前神右衛門 山本常朝の父神右衛門重澄。（六一・註一）

（三）太閤様名護屋御下向 豊太閤は文祿元年三月十六日大阪を發し、四月二十五日肥前名護屋本營着陣、七月二十二日母の病を看るべく名護屋を發して歸洛したが、臨終の間に合はず、其の年九月再び大阪を發して名護屋に赴いた。本文は再度下向の時の事である。（七六〇参照）

（四）足半 アシナカ。足利時代以後から雑色牛飼などの用ひた藁草履で、長さ足の半分程で踵の部分の無いもの。今も佐賀縣下の或地方では農民の間に用ゐられ、アシナカと呼ばれてゐる。

（五）高木上道 佐賀郡高木瀬村高木の北に當り、神埼郡目達原吉野ケ里から西郷村尾崎金立村千布を経て春日村尾寺に出で、所謂小城往還に通ずる道である。此の道が當時の幹線道路であつたことがわかる。

（六）成瀬小吉 成瀬隼人正正成の初名。朝鮮役には徳川家康に従うて名護屋に在陣した。（一一五三・註一）

（七）長崎立 長崎防備のため出動すること。

二三 丁子袋を身に附けると寒氣風氣に當らぬ、血留には芦毛馬の糞

丁子ちうじ數袋すうふくみ身に附つけ候まほへば、寒氣かんき風氣ふうきに當あたらず。先年せんねん、(一)前數馬ぜんかふま寒中かんちゆう早打はやうちにて罷下まくだり、

老人らうじん少しも痛みいたみ申まをさず。右傳授みぎでんじゆと申まをされ候まほ。又落馬またらくば血留ちどめの法はふ、(二)芦毛馬あしけうまの糞煎ふんせんじ吞のむとなり。

(一) 前數馬 中野利明。元祿十二年七十二歳で歿した人で、常朝が直接聞いた事をいふ。この前數馬は、當時の數馬貞起(享保十五年歿、年七十二)に對した稱呼である。

(二) 芦毛馬の糞 (一一七〇参照)。

二四 結構者はすり下る、強みにてなければならぬもの

結構けつこう者はすり下さがり候まほ。強つよみにてなければならぬものなり。

二五 主人に心置かるゝ様にするが忠節、十年骨を碎けば確となる

内氣うちきに陽氣やうきなる御主人ごしゆじんは隨分ずいぶん譽ほめ候まほて、御用ごように落度おちどなき様やうに調あへて上げ申まをす筈はずなり。

御氣おきを育て申まをす所ところなり。さて又、御氣勝ごきかつ御發明ごはつめいなる御主人ごしゆじんは、ちと、「御心置ごこころおかれ候まほ様やうに仕掛しかけ、此この事ことを彼者かのもの承うけたまはり候まほは、何なんとか存ぞんずべしと思召おもさるゝものになり候まほ事こと、大忠節だいちゆうせつなり。斯様かやうの者もの一人もこれなき時は、御家中御見ごかうちみこなし、皆手揉みなてもみと思召おもされ、御高ごかう慢まん出來き申まをし候まほ。上下じやうげに依よらず、何程善事なんぢやうぜんじをなし候まほても、高慢かうまんにて打崩うちくづし候まほなり。右のあたりに眼めの着つく人ひと、無なきものなり。(二)求馬きうま (三)吉右衛門きちゑもんなどは確たふに見知みしらせ申まをして

置きたる者共なり。吉右衛門は病中にも隠居後も、事により御相談なされ候由に候。有難き御事に候。成りにくき事とばかり存ずる故成らず候。十年骨を碎き候へば、しかと成る事に候。覚えある事に候。一國一人の重寶なれば、成り度く思はぬは腑甲斐なき事なり。先づ仕寄は(三)信方(四)喬朝の如きものなり。疎まれては忠を竭す事叶はず。此處が大事なり。大かたの人見附かぬ所なり。其の後少しづつ、(五)すめかせ申して置く迄なりと。

(一) 求馬 相良求馬及眞。(八・註一)

(二) 吉右衛門 原田吉右衛門種文のこと。鍋島直澄(蓮池藩祖)の祐筆から、勝茂・光茂・綱茂に仕へ、番頭御用人・大組頭となつた。元祿十六年入道して照庵と號し、正徳四年正月歿。年七十五。法名瑞照院心清池月。

(三) 信方 武田信玄の重臣板垣駿河守信方、一に信形に作る。信玄が詩歌に耽るのを諫めて斷念させ、後大いに信任された人。天文十六年村上義清との戦に、武田方の先鋒となり、戦死した。(四) 喬朝 秋元但馬守喬知の事であらう。喬知は徳川幕府の老職で將軍の信任厚く、且つ朝廷のために力を盡した人。正徳四年八月、六十八歳で歿した。

(五) すめかす 感附かせる。漸次悟らせること。

二六 火事場掛合は敵方や逆心者警戒の爲、御法事堪忍番の心得も同様火事の節、請取の場へ駈附くる事は火消の爲ばかりにはあらず、敵方又は逆心の者共は

附火をして其の騒ぎの紛れに取りかくる事あり。其の心持を仕るべき事なり。されば、火事の不掛合は不覺悟なり。常々心掛あるべき事なり。御門々々の固めも其の爲なり。又、御法事の節の（二）勘忍番は、非常を禁むる爲なり。寸善尺魔にて、法會には必ず邪魔入り来るものなり。喧嘩口論其の外不意の事これある節、御法事の障りにならざる様に、早速取鎮むる役と心得て、勘忍番仕るべき事なり。斯様のこと我人能く存じたる事なれども、多分うかと罷出づる故、事に臨みて仕後れ申すと相見え候。證據の話など承り置くべき由。助右衛門殿御話なり。

（一）堪忍番 當時の武家言葉で、奉仕的にする當番などの意。

二二七 豫て養生すれば病氣は出ぬ、慈悲の諫言意見も平素にせよ

諫言意見など、惡事の出来てよりしては其の驗あり兼ね、却つて惡事をひろげ申す様なものなり。病氣出来てより藥を用ふるが如し。豫て養生をよくすれば、終に病氣出でず、病氣出でより養生するよりは、かねての養生は手間も入らず、仕よきものなり。未だ惡事思ひ立たざる前に、兼々心持になる事を、何となく諫言意見仕り候はゞ、兼て養生の如くなるべく候由。

二二八 御用に立ち度しと思ふ奉公人は其の儘引上げ召使はれる

御用に立ち度しと思ふ奉公人は、其の儘引上げ召使はるゝ儀疑ひもなき事なり。上よりは御用に立つ者がなと、兼々御探促なさるゝ事に候。たとへば能囃子に御好き候御主人は、藝のある者を御探促なさるゝ處に、百姓町人にてても、笛なりとも太鼓なりとも得方の者に候へば、其の儘召出さるゝと同じことなり。能役者よりは、御國家の御用に立つ奉公に心掛け候ものは、何時の御時代にも御探促の事に候。又上の御好きなさるゝ事に其の道くの者出來申す事に候へば、御用に立つ者を御好き遊ばさるべき事なり。昔より其の位々には出來兼ね候。下より登り大功を遂げ、御用に立ちたる人、御代々數人これありたる事に候由。

二一九 悪事は我が身にかぶり、上の批判は申出でぬと覺悟せよ

御位牌釋迦堂より御移しなされ候を、何某見附け候て、申し達すべきやと、相談申され候に付て、「尤もの事に候。斯様の儀存じ寄り候人、今時、御手前ならではこれなき事に候。然れども仰達せらるゝ儀は御無用に候。右申分尤もに候とて、元の如く相成り候時、世上に相知れ、御手前御外聞よくなり申す事に候。若し相濟まざる時は、いよく宜しからざる儀と取沙汰仕り、御手前御外聞ばかりよく候。悪事は我が身にかぶり申すこそ當介にて候。今の如くして先づ召置かれ候時は、誰ぞ氣の附き申

す者もこれなく、何の沙汰もなく相済み申す事に候。さ候て、何時ぞ、時節次第沙汰なしに、元の如く御直り候様に致す様これあるべく候。」と申し候て、差留め置き申し候。斯様の事にて、上の御不調法、世間に知れ申す事これある儀に候。心を附け罷在り候へば、しかと、よき時節がより来るものに候。大方、悪事は内輪から言崩すものなり。上の批判などは、一向申出でざるものと覺悟仕るべき事に候。親子兄弟入魂の聞などは格別と存じ、隱密沙汰なしなどと申し候て話し候へば、やがてひろがり、後は自國他國日本國に洩れ聞え申す事、間もなきものに候。又下人あたり其の外、内證にて仕方悪しき人は、やがて世上に惡名唱へ申し候。内輪ほど慎み申すべき事なり。

三〇 端的只今の一念より外はない、「この一念」に忠節備る

端的只今の一念より外はこれなく候。一念々々と重ねて一生なり。此所に覺え附き候へば外に忙しき事もなく、求むることもなし。此所の一念を守りて暮すまでなり。皆人、此所を取失ひ、別に有る様にばかり存じて探促いたし、こゝを見附け候人なきものなり。守り詰めて抜けぬ様になることは、功を積まねばなるまじく候。されども、一度二たづり附き候へば、常住になくても、最早別の物にてはなし。この一念に極り候事を、よく合點候へば、事すくなくなる事なり。この一念に忠節備り候なりと。

(二) たづり附く 辿り附くと同じ。

二二二 時代の風がある、昔風や當世風のみではいかぬ、時代に順應せよ

時代の風と云ふものは、かへられぬ事なり。段々と落ちさがり候は、世の末になりたる所なり。一年の内、春計りにも夏計りにも同様にしなす。一日も同然なり。されば今の世を、百年も以前の良き風になしたくても成らざることなり。されば、その時代時代にて、よき様にするが肝要なり。昔風を慕ひ候人に誤あるは此處なり。合點これなき故なり。又當世風計りと存じ候て、昔風を嫌ひ候人は、(一)かへりまちななくなるなりと。

(一) かへりまちななし 思慮がなく、しまりのないこと。框もなしの意から出た方言「かまちなし」と似た語。或は歸り待ちの意で、追懷を意味する語か。今は使はない言葉である。

二二三 工夫修行を超越し、世間並に主を歎き奉公に身を入れよ

奉公に志有りて工夫修行など致し候時、多分高上りに成り到り過ぎ、本を唱へ失ひ候。唯、何の合點も入らず、世間並にして主を歎き、奉公に好くまでなり。本に立歸り勤めたるがよし。尤も初めより此の心入にては役に立たず、一通り工夫修行して、それをさらりと捨て、此くの如く心得候事なりと。

二三三 當念を守つて氣を抜かさず勤め、一念々々と過すまで

當念たうねんを守りて氣きをぬかさず、勤つとめて行くより外ほかに何なにも入いらず、一念ねん々々と過すこす迄までなりと。

二三四 附紙の仕様、弔狀其の外凶事包物折方のいろく

附紙つけがみの仕様しきようは、端はたを劍先けんさきに切り、尖とがりに糊のりを薄うすく附つけて、書物かきものの裏うらに附つけ候まう。又弔狀またてうじよう其その外凶事ほかききじの包物つみものは、兩りやうの折返しをりかへを一度ひとにするなり。それ故ゆゑ、常つねには片々かたづゝ折をり候まう。其その時ときは、左ひだりの方ほうを初はつに折返し申まをすべきか。

二三五 氣力強き者はそげ廻る、勇氣は別事、死狂ひに氣力は入らぬ

古來こらいの勇士ゆうしは、大かたおほたこそげものなり。そげ廻まはり候まう氣性きせうゆるゑ、氣力強きりよくくして勇氣ゆうきあり。このあたり不審ふしんに候まうて、尋ね候たづね候まうへば、「氣力強きりよくきゆるゑ、平生手荒へいぜいてあらく、そげ廻まはり申まをすと相見え候さあひあ。此方こなたは氣力弱きりよわく候まうゆるゑ、そげ候事さうごうじは成らざるなり。氣力きりきは劣おとり候まう、人柄ひとがらは増ましに候まう。勇氣ゆうきは別事べつじなり。此方こなたは無氣力むきりきゆるゑ、おとなしくして、死狂しにぐわひに劣おとるべき謂いはれなし。氣力きりきの入いる事ことにてはなきなり。」と。

(一) そげもの 常態を逸した奇矯な行動ある者。奇行者又は粗暴者。

(二) 此方 古來に對する語、ここでは當世の意。

二二六 下々迄の爲になる様にするが上への奉公、礫も御慈悲

「奉公は、色々心持これありと相見え、大體にては成り兼ね申すべし。」と申し候へば、「左様にてなし、生附の分別にて濟むものなり。勝茂公よく御撰みなされたる御掟に合はせて行く迄なり。安き事なり。其の中、御家中下々迄の爲になる様にと申うてするが、上への奉公なり。不了簡の出頭人などは、上の御爲になるとて、新儀を企て、下の爲にならぬ事は構はず、下に愁ひ出来候様に致し候。これは第一の不忠なり。御家中下々、皆殿様のものにて候。又上よりは御慈悲にて濟むものなり。其の時は礫もお慈悲になるなり。」

二三七

殿様の御供も唯不斷の枕一つ、殿様と一所に居れば濟む

權之允殿參られ、長崎仕組の事を尋ねられ候返答に、我等は御側に居り候故、其方の今のかねには合はず、その時分皆人御供の仕組仕られ候に、我等は唯不斷の枕一つにて濟まし候。その仔細は、殿様御發足の時御供にて罷立つ迄に候。武具も金銀も兵糧も、御傍に居り候へば、上の物にて濟ます合點なり。御納戸置物の事、口達。その折は御前へも申し上ぐべき事に候。御側役人もその期に何と異議申さるべきや。仕組斯くの如くにて相濟まし候。尤も夫丸荷附馬等の引合は張紙仕り置き候へども、大根は殿様と一所に居り候へば、相濟むものと存じ罷在り候由。

三三八 山本常朝、内證支へ有りのまゝ曝け出して銀子拜領

奉公仕り候時分は、内證事支への事共何とも存ぜず候。若し飢ゑ申し候時節は御側の衆へも御前へも申上げ、(二)江副兵部左衛門が如く、拜領仕るべくと存じ居り候。先年、京都より罷下り、又罷登り候時分、年寄衆へ、「拙者事久しく在京仕り候に付て、内證差支へ申し候。上方罷立ち候時分、引懸りなど候ては御外聞宜しからざる事に候。御詮議なされ下さるべく候。全く私慾にてこれなく、御用にて在京仕る事に候。故申上げ候」由申し候に付て、則ち御前へも申上げられ、銀子拜領致し候。又病氣にて服藥仕りながら相詰め居り候時分、醫師より、「人蔘用ひ候様に。」と申され候へども、手支へゆゑ相叶はず候處、諸岡彦右衛門聞附け、「神右衛門殿用の人蔘は、御用の内より何程にても相渡すべく候間、用捨なく御用ひ候様に。」と申され、少しも遠慮仕らず請取り申し候。彦右衛門申され候は、「御自分方は、殿様御精に入られ候御用、相調へ申す人に候へば、人蔘など何程遣はし候ても苦しからず。」と申され候。總じて奉公人は、何もかも、根から、ぐわらりと主人に打任かすれば濟むものなり。隔て候故、むつかしくなるなりと。

(二) 江副兵部左衛門 名は茂久。又八郎家久の次男である。家久は、天文十四年正月二十四日龍

造寺周家に從うて祇園原で戰死した。茂久は鍋島直茂に仕へて諸所に戰功を立て、諱の一字を賜はり、小城鍋島元茂に附けられたが、元和四年六月三日直茂逝去の時追腹した。法名機了道仙。

二三九 鍋島直茂一流の軍法、その場に臨んで一言で埒明く

「直茂公御軍法は、かね／＼御家中の者何とも存せず、その場に臨み、御一言にて萬事はらりと埒明き申す處が、御一流にて候。」と（二）内田正右衛門話し申され候。既に御他界の時分、御家老衆御尋ね申上げられ候にさへ、仰聞けられず候となり。

（二）内田正右衛門 名は良昌。勝茂時代視聽覺知抄先考三以記編修者の一人である。先祖は武藏國住人兒玉黨で、藤原家昌、永正の頃、初めて肥前國川副道免村（佐賀郡西川副村道免）に來住し、龍造寺康家の女を娶つて龍造寺氏に仕へ、子孫鍋島氏に仕へた。子良棟は劍術を青木鐵人金家に學び、無双の達人で、綱茂の時足輕頭になつた。

二三〇 家康は大勇氣の大將、討死の士卒一人も後向かず

家康公、或時、御軍利あらず、後の評判に、「家康は大勇氣の大將なり。討死の士卒一人も後向きて死にたるものなし。皆敵陣の方を枕にして死にて居り候。」と沙汰これあり候由。武士は、日頃の心掛が死後にまで顯れ申すものにて、恥かしき事となり。

二三一 今時分の者無氣力なのは無事故、何事かあれば骨々となる

「今時の衆、『陣立などこれなく候て仕合せ。』と申され候。無嗜の申分にて候。

縄かの一生の内、その手に會ひたき事に候。寢座の上にて息を引切り候は、まづ苦痛堪へがたく、武士の本意にあらず。古人は別して歎き申したる由に候。討死ほど死によき事はあるまじく候。右體の事申す衆に一言申すも事々しき老人など申され候時は、まぎらかし候て居り申す事も候が、脇より心ある人聞き候は、同意のやう存すべく候へば、障らぬやうに一言申すべきは、「左様にてもこれなく候。今時分の者、無氣力に候は無事ゆゑにて候。何事ぞ出来候は、ちと骨々となり申すべく候。昔の人とて替る筈にてこれなく候。よし／＼替り候ても昔は昔にて候。今時の人は、世間おしなべて落ち下り候へば、劣り申すべき謂はれこれなく候。」などと、一座を見量り申すべき事に候。誠に一言が大事の物となり。

三三 仕舞口が大事、客人の歸る時分など名残盡きぬ心得が肝要

(二) 安田右京が、盃のをさめばの事を申したるごとく、只仕舞口が大事にて候。一生も斯くの如くにてあるべく候。客人歸り候時分など、名残盡きぬ心持肝要なり。さな候へば、早飽きて居たる様にて、終日終夜の話も無になるなり。すべて人の交りは、飽く心の出来ぬが肝要なり。何時もく珍らしき様にすべきなり。これは少しの心得にて替るものとなり。

(二) 安田右京

公卿飛鳥井家の雜掌。松本校合本、松本貞丘頭書に、次のやうな書入がある。

安田は、飛鳥井家の雜掌なり。酒納め候時は、一遍盃銚子共に改めて座中を廻し納めねば、酒にひけを附くると、いひしよし。この人、酒を好みたる故、子どもによみてあたへける、

朝五つ晝は七つに夜十をこれがやみなば寺へ人やれ　これは盃數なり。

二三三 萬事眞實一つで行けば濟む、奉公は差出た事が第一に悪い

萬事、實一つにて仕て行けば濟むものなり。其の中に奉公人は御側外様大身小身古家取立などに付て、それぐに、少しづゝの心入は替るべし。御前近き奉公などは、差出でたること第一わるきなり。大人の御嫌ひ候ものなり。御前の仕事は成程引取りて、あれにては埒が明きかぬるが、されども別に人がなければと思召さるゝ位がよきなり。さて、先役はもとより、同役を成程御用に立つ様に仕なし、若し病氣差支役替りなどの時、御事缺き候に付て、我が身勤め候様に心得たるがよし。これが道にてもあるべし。鬼角忠節を根に見ればよく知れ候なり。早出頭、のうぢなきものなり。古來例多し。幼少より御前に相勤め候へども、一言を尖に申上げたる事なし。茲には、いかう心得ある事に候となり。

二三四 何もなき所が色即是空、そこに萬事を備ふるが空即是色

身は、無相の中より生を享くとあり。何もなき所に居るが、色即是空なり。其の何ものなき所にて萬事を備ふるが、空即是色なり。二つにならぬ様にとなり。

二三五 武勇と少人は我は日本一と大高慢でなければならぬ

(一) 武勇と少人は、我は日本一と大高慢にてなければならず。道を修行する今日の事は「知非便捨」に若くはなし。斯様にわけて心得ねば、埒明かずとなり。

(二) 武勇と少人 少人は美少年をいふ(一八三・註五)。又ことは一般に無邪氣な少年の事にも解せられる。

二三六 思死に極むるが戀の極致、主従の間もこの心で濟む

此の事此の中も承り候。此の節の御話斯くの如きなり。戀の部りの至極は忍戀なり。

戀死なむ後の煙のそれと知れ終ひにもらさぬ中の思ひは

かくの如きなり。命の内に、それと知らずは深き戀にあらず、思死の、長けの高き事限りなし。たとへ、向より、「斯様にてはなきか。」と問はれても、「全く思ひもよらず。」

と云ひて、唯思死に極むるが至極なり。廻り遠き事にてはなく候や。此の前語り候へば請合ふ者共ありしが、其の家中を煙仲間と申し候なり。此の事、萬づの心得にわたるべし。主従の間など、此の心にて濟むなり。又人の陰にて嗜むが即ち公界なり。獨り居るく

らがりにて、賤しき舉動をなさず、人の目にかゝらぬ胸の内に、賤しき事を思はぬ様に、心がけねば公界にて綺麗には見え、俄に嗜みては垢が見ゆるものとなり。

三三七 慰みにも心を附けよ、腰折とは武家にては言ふまじき事

(一) 照庵は連歌好き、(二) 素方は俳諧好き、たけがあれ程違ふなり。常々の慰み方にも心を附けて、長の高き所に眼を著くべき事かと、我が見立なり。連俳よりは狂歌なりとも讀み習ひ度き事なりと。

私に云ふ、腰折とは武家にては言ふまじき事なり。口傳。

(一) 照庵 原田吉右衛門種文。(二一五・註二)

(二) 素方 中島善太夫尙俊入道祖法の事。(八九五・註三)

二三八 その場をはづしては口は利けず、當座々々の働きが肝要

「謙信の始終の勝などといふ事は知らず、場を廻さぬ所ばかりを仕覺えたり。」と申され候由。これが面白き事なり。奉公人など、その場を廻しては、口は利けずとなり。右の如く、當座々々の働き、挨拶、感心淺からず候なり。

二三九 山本常朝、健康の爲、廿歳前後七年間不姪、遂に藥を飲まず

病氣を養生するといふは、第二段に落つるなり。むつかしきなり。佛家にて、有相につ

いて沙汰するが如く、病氣以前に病氣を切斷することを、醫師も知らぬと見えたり。これは、我確と仕覺えたり。その仕様は、飲食姪慾を斷つて、灸治間もなくする、この分なり。我は (一) 老人の子なる故、水少なしと覺え候。若年の時、醫師などは、「二十歳を越すまじく。」と申され候に付、「適と生れ出で、御奉公も仕届けず相果て候ては、無念の事に候、さらば生きて見るべし。」と思ひ立ち、(二) 七年不姪したるが、病氣終に發らず、今迄存命仕り候。藥飲みたる事なし。又小煩ひなどは、氣情にて抑したくり候。今時の人、生附弱く候處に、姪事を過す故、皆若死をすると見えたり。たはけたる事なり。醫師にも聞かせて置き度きは、今時の病人を、半年か、一二年か、不姪させ候は、自然と煩ひは直るべし。大方虛弱の性なり。これを切り得ぬは腑甲斐なき事なり。

(一) 老人の子

山本常朝は、父神右衛門七十歳の子である。

(二) 七年不姪

山本常朝が七年間禁慾した事をいふ。常朝は廿四歳で結婚し、廿六歳の時長女が生れてゐるから、結婚前の不姪で、本文「二十歳を越すまじく」とあるのにも見ても、十七、八歳頃からの節制であることがわかる。元祿前後における時代相の一斑を窺ふことのできる事實である。

二四〇 貴人や老人の前で知つたか振りは遠慮せよ、聞きにくい

貴人 老人などの前にて、左右なく學問かた、道德の事、昔話等遠慮すべし。聞きにくし

二四一 花見提重は歸りには踏み捨てる、萬づ仕舞口が大事

上方にて花見提重あり。一日の用事なり。歸りには踏み散らして捨て候なり。さすが都の心附なり。萬づ仕舞口が大事となり。

二四二 武士は武勇に大高慢で死狂ひの覺悟が肝要、よろづ綺麗に

武士たる者は、武勇に大高慢をなし、死狂ひの覺悟が肝要なり。不斷の心立て物云ひ身の取廻し、よろづ綺麗にと心掛け、嗜むべし。奉公方は其の位を落着け、人によく談合し、大事のことは構はぬ人に相談し、一生の仕事は人の爲になるばかりと心得、雑務方を知らぬがよし。

二四三 朋輩に席を越され、氣にせぬもするも時により事による

謂はれ無く朋輩に席を越され、(二)居肩下りたる時、少しも心にかけず、奉公する人あり。又それを腑甲斐なきと云ひて愚意を申し、引取などするもあり。いかがと申し候へば、それは時により事によるべし。

(二)居肩下る 並んだ肩が低くなる。身分が下位になる。

二四四 「水増されれば船高し」むつかしき事に會ふ程一段すゝむ心

「水増されれば船高し。」といふことあり。器量者又は我が(二)得方の事は、むつかしき事に

出會ふほど、一段すゝむ心になるなり。迷惑がるとは、いかい違ひぞとなり。

(一) 得手 得手。

二四五 書き物は残るもの、手紙も向ふで掛物になると思ひ、嗜みて書け

(二) 梁山話に、上方にて指南を受け候。書き物は残る物なれば、手紙一通も則ち向様に
ては掛物になると思つて、嗜みて書くべきなり。大方恥を書き置くばかりとなり。

(二) 梁山 梁山宗秀和尚。(九〇・註一)

二四六 風體 口上手跡で上手を取る、やすき事を人が油斷する

奉公人は、風體口上手跡にて上手を取るなり。風體の元は時宜なり。見事なるものな
り。今時、ちと目に立つ衆は、書き讀みの分なり。やすき事を、人が油斷して居るなり。

二四七 人間は何とよくからくつた人形ではないか、明年の盆には客

道すがら、何とよくからくつた人形ではなきや。絲を附けてもなきに、歩いたり、飛ん
だり、はねたり、物迄も言ふは上手の細工なり。來年の盆には客にぞなるべき。さても、
あだな世界かな、忘れてばかり居るぞと。

二四八 牛馬に出會ふ時、牛は常態では突かず、馬は跳ぬるのではない

柳生殿傳授に、道にて牛に行合ひて、恐るゝ氣色あるは見苦しきなり。牛の人を突く時

は、常の形にてその儘突くものにあらす。屹と角構へをしてから突くものなり。斯様に心得候へば、脇を通りても恐るゝ事なし、とこれある由。斯くの如き事迄も、武士は嗜むべき事なりと。私に云ふ、馬のはぬるを度々見候に、はぬるにてはなし。足を引上げて延べて踏むなり。馬にせり附かずば、はねても當るまじ。一足立直りても當るまじきなり。

二四九

奉公人には良き手本が入る、若い者が精出さぬのは油斷

奉公人は良き手本が入る事に候へども、今時手本がなきものなり。風體口上は(一)石井九郎右衛門などにてあるべく候。律儀なる事は(二)村岡五兵衛にて候。物を書き調べ候事は(三)原田殿以後に見及ばず候。さても人は無きものなり。あれこれ寄せても昔の一人前にもならず候。尤も昔もすくなきなるべし。若き衆は少し精出し候はゞ、上手取る時節なるに、油斷ぞ、となり。

(一) 石井九郎右衛門 正證。(二・註二)

(二) 村岡五兵衛 名は清貞。前名喜右衛門宣長。(二一六・註一)

(三) 原田殿 原田吉右衛門種文。(二二五・註二)

二五〇

「只今がその時、その時が只今」二つに合點してはならぬ

(一) 權之丞殿へ話に、(二) 只今がその時、その時が只今なり。二つに合點してゐる故、その時の間に合はず。只今御前へ召出され、「これ」の儀を、そこにて云つて見よ。」と仰付

けられ候時、多分迷惑なるべし。二つに合點して居る證據なり。只今がその時と、一つにして置くといふは、終に御前にて物申上ぐる奉公人にてはなけれども、奉公人となるからは、御前にても家老衆の前にてても、(三)公儀の御城にて公方様の御前にても、さつぱりと云つて済ます様に、寢間の隅にて言ひ習うて置く事なり。萬事斯くの如きなり。准じて吟味すべし。槍を突く事も、公儀を勤むる事も同然なり。斯様にせり詰めて見れば、日頃の油斷、(四)今日の不覺悟、皆知らるゝかとなり。

(一) 權之丞殿 初名吉三郎。富永琳庵良朝の弟で、元祿十四年九月、山本常朝の養子となつた。寶永六年權之丞と改めた。(一九五・註一)

(二) 只今がその時その時が只今 端的只今の境地をいふ。(二二〇參照)

(三) 公儀の御城 幕府の城。江戸城。

(四) 今日の不覺悟云々 覺の士たるべき事をいふ。(二二參照)

二五二 その時が只今、武士道は毎朝毎朝死習ひ切れ切れて置く事

(一) 公儀方などは仕損じ候ても、無調法不馴などと言ひて、濟み申すべく候。今度不慮の座に居合はせ候者の後には何と言譯仕るべきや。(二) 善忠様常に、「武士は曲者一種にて濟む。」と(三)御申し候も、斯様の事に候。若し無念なりと思はゞ、武運に盡きて即座の働きをもせず、惡名となるからには、身の置き所なし。なかなか、生きて恥を

さらし、胸を焦すべきよりはと、腹を切りたらば、せめてなるべし。これも命が惜しくてむだ死などといひて生きる方の分別に仕かへ、今から先、五年か十年か廿年の間生きて後指さうれ、恥をさらしみて死失せ、骸の上に恥をぬりつけ、子々孫々、咎もなきものも、縁によりて生れ來り、恥を受け先祖の名を下し、一門親類にも疵をつけ、無念千萬の次第に候。偏へに日頃心掛なく、武士とは何としたるものやら夢にも存ぜず、うかくと日を暮し、罰と云ふものなるべし。出し抜きに切られたる者は力及ばず、武運に盡きたるといふものなるべし。切りたる者は遁れぬ行懸りにて、残らぬと思ふ心にて命を捨つるからは、どこといふ事は見えぬ筈なり。短氣にて不當介者といふなるべし。相手向二人はすくたれとはいはず、一座の者は生きて恥をかき、武士にあらず。その時が唯今と、かねて吟味工夫して押直して置かねばならぬ筈にて候。皆人油斷にて大方にも一生を過すは不思議の仕合せなりと申し候へば、武道は毎朝毎朝死習ひ、彼に附け是に附け、死にては見死にては見して、切れ切れて置く一つなり。尤も大儀にてはあれども、すれば成る事なり。すまじき事にてはなし。又詞の勢が武邊の大事なり。今度も取留むれば上なり。手に餘らば打捨て、取遁しては、「何某やらぬぞ、卑怯者遁ぐるか。」などと、時に應じ變に乗じ、詞を掛くる勢にて仕済ますなり。何某目心きゝ候者と、かねて諸人の目にも乗り候か

仕留めたり。唯今がその時の證據なり。(四)横座の槍もこれなり。かねてが入りたるものなり。とかく、かねて吟味し置くべき事數多有るべきなり。殿中殺害人は、若し取遁し、切働き、御次邊まで參るべきも相知れず候へば、切捨て然るべく候。尤も後の御咎め、同類か、意趣有るかとの御詮議もこれあるべく候へども、「唯仕留め申すばかりの所存、科の儀は顧みず。」と、申すべき事に候。

(一) 公儀方 表向、公の務め。公儀とは主として幕府を指した語。

(二) 善忠様 山本常朝の父山本神右衛門重澄。(六一・註一)法名孝白善忠。(愚見集忠孝の項參照)

(三) 御申し候 申されたの意。目上の人の言つた場合によくこの語が用ひられてゐる。

(四) 横座の槍 勝茂夫妻は慶長・元和の頃、屢佐賀・小城の家中數十人を集めて夜伽を催し、大圍・爐裏を圍んで實戰談や四方山の話、さては町人百姓の噂話などを聞くのを樂しみとした。その爐の脇を横座、向ふを流れ座といひ、横座は主人の席、流れ座は夫人の席であつた。或夜、御伽中に、大きな物音がして何か落ち、圍爐裏の火が消えて眞暗になつたが、燈をつけて見ると、それは自在鍵の緒が切れて、大藥罐が落ちたのだつた。その時、皆は期せずして一時に脇差を抜き、薄の穗のやうに白刃が並立つてゐたのを見て、勝茂は彼等の心掛を褒めたことがあつた。横座の槍とは、このやうな不慮の場合に、素早く槍を突いて、主人を護衛する意味であらう。その時代の言葉である。

二五二 男仕事は日頃の心掛で仕果せる、そこに軍神の加護がある

日來の心掛程仕果する證據は、此の前、何事ぞ男仕事にてさへあれば、(一)三谷千左衛

門手に廻り合ひ、仕果せ申し候。軍神の加護なるべし。

(二) 三谷千左衛門 政通入道如休。(二二・註三)

二五三 殿中の堪忍と詞の働き、其の場を忍んで後に埒を明けよ

殿中にては、抜き掛けられても手向ひ致さず、其の段、御目付へ斷り候はゞ、非義たりとも理に附けらるべしと、承り傳へ候。「後の利運と存じ、當座の恥を堪忍致す事いかが。」と申し候へば、元心師の指南に、詞の働き入る所なり。相手を召連れ申すか、我が身ばかりにても御目付へ面談、斯くの如きの仕合せ、誠に堪忍仕り難く候へども、殿中憚り多く、御上に對し奉り、當座の恥辱を堪忍仕り候。心底御推量下さるべく候。某一命は速に捨て置き候。此の段御届仕り候段、當座の趣次第に申し達すべく候。若し相手御構ひこれなく候はゞ、初めに捨て置きたる一命に候へば、何の手もなく打果し申すべく候由。

二五四 奉公は何卒仕遂げたいと思ふ内がよい、一生仕遂げたいと思へ

「武道奉公に付、段々心得打替り申し候。不圖氣に乗り、此の上はあらじと存じ候事も、暫くしていや／＼危き事にてありしと、打替り候事ども御座候。時々心相改まり行き申す事ども、若し書附け候はゞ、若年より此の方、百度や二百度と申す事はあるまじ

候。さてく埒明き申さざる事に候。何卒仕届け度く候。」と申し候へば、「其の内がよきなり、仕届け候へば早や違ひ候。一生と存じ候へ。」となり。

二五五 首打落されても一働き、武勇の爲には大惡念を起せ

出し抜きに首打落されても、一働きはしかと成る筈に候。(一)義貞の最期證據なり。心かひなく候て、その儘打倒ると相見え候。(二)大野道賢が働きなどは近き事なり。これは何かする事と思ふぞ唯一念なる。武勇の爲、怨靈惡鬼とならんと大惡念を起したらば、首の落ちたるとして、死ぬ筈にてはなし。

(一)義貞の最期 新田義貞、延元元年皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて越前金崎城に據り、

足利高經に攻められ、翌二年春城陷つたが、三年七月高經を黒丸城に攻めた時、藤崎城に據つて高經に應じた平泉寺の僧兵の勢ひ猖獗で、我が軍利あらずと聞き、赴き救ふ途上高經の兵に會し、敵の矢五本を受けて馬が斃れ、流れ矢が自分の額に中つたので、義貞は今では迄と自ら刎ねて戦死した。その最期をいふのである。この一節、文意稍明瞭を缺いてゐるが、「心かひなく候て、その儘打倒ると相見え候。」と續くので、次の大野道賢の最期と對照し、義貞の最期の呆氣なさを非難したものと解されるが、「心かひなく云々」を「然るに普通の人々は」と一般の場合を指したものと解すれば、義貞の最期を稱揚した事になる。『太平記』の義貞の最期

白羽の矢一筋、眞向のはづれ、眉間の眞中にぞ立ちたりける。急所の痛手なれば、一矢に目くれ心迷ひければ、義貞今は叶はじと思ひけん、抜きたる太刀を左の手に取渡し、自ら首をかき切つて、深泥の中に藏して、其上に横はつてぞ伏し給ひける。

の一節によつて、自ら刎ねた首を深泥の中に埋めた働きを稱揚したと解すべきであらう。(二二

一参照)

(二) 大野道賢が働き (二〇六七参照)。

二五六

大人は清淨心から名言が出、下々は汚れて詩歌も出来ぬ

或人の物語に、大人の名言を仰出さるゝこと、不思議に存じ、不圖存じ當り候。下々は欲得をはじめ、常々きたなき事ばかりを思ひ、胸中を汚し候に付き、俄に思慮をめぐらさんとしても、又詩歌等の作意も出がたく候。大人は元來汚れたる事、御胸中に出來申さず、清淨心に自然と叶はせられ候故と存じ候由。

二五七

正徳三年八月三日夜、田代又左衛門夢中騷動の場の事

正徳三年八月三日夜、(一) 夢中騷動の場の事。

(二) 夢中騷動の場 松本貞丘書入に、「又左衛門夢を見たるを常朝に話し申され候へば、夫は修行の長上りたると申され候由なり。」とある。又左衛門は田代陣基の事で、貞丘は陣基より三十二歳の年少であるが同時代であるから、直接聞いた話であらう。

二五八

死は足許に來る、夢中の戯れと油斷せず精を出して早く仕舞へ

貴となく賤となく、老となく少となく、悟りても死に、迷ひても死に、さても死ぬ事かな。我人、死ぬと云ふ事知らぬではなし。爰に奥の手あり。死ぬと知つては居るが、皆人

死に果てゝから、我は終りに死ぬ事の様に覺えて、今時分にてはなしと思つて居るなり。はかなき事にてはなきや。何もかも役に立たず、夢の中のたはぶれなり。斯様に思ひて油斷してはならず。足許に來る事なるほどに、隨分精を出して早く仕舞ふ筈なり。

二五九 不慮の災難に逢うた人には却つてよき仕合せと激勵せよ

不慮の事出來て動轉する人に、(一)笑止なる事などといへば、尙々氣ふさがりて物の理も見えざるなり。左様の時、何もなげに、却つてよき仕合せなどといひて、氣を奪ふ位あり。それに取り附いて、格別の理も見ゆるものなり。不定世界の内にて、愁ひも悦びも心を留むべき様なきことなり。

(二)笑止 氣の毒といふ意味。普通笑止千萬、片腹痛い、小癩などの意に用ひる場合とは違ふ。今も、佐賀地方では、氣の毒とか愁傷とかの意味に用ひられ、不幸の時悔みに行つて、「御笑止な事でございます。」などいふことがある。本文は、人の災難を見舞うた場合、餘りに同情を表面に現して氣の毒がり、氣を滅入らすやうな事をするな、といふのである。(九參照)

二六〇 佞惡の者は人の非を言觸らし陥れて慰む、皆人覺悟すべき事

惡逆の者の仕方は、人の上の非を見出し聞き出して、語り廣げ慰むなり。「何某こそ斯様の惡事故、御究めにも逢ひ、閉門蟄居仕り候。」などと、無き事までも(一)言ひはやらかし、世上普く取沙汰させて其の者の耳に入れ、さては此の事顯れ候と存じ、まづ病氣

分にて引入り候時、「我が身に惡事ある故、手前から引取りたり。その仔細御改めあるべし。」と沙汰して、歷々の耳にも入れ、止む事なく惡事になる様に仕なすものなり。此の手を知らで、うろたふる者を笑ひ、惡事になして面白がり、又我が身のための工みにも仕るものにて候。度々ありし事なり。(二)辨財御下り(三)袋酒盛(四)二法師江戸頭人斷り、何れも口達。廣き御家中なれば、斯様の佞惡の者、いつの世にもあるものなり。覺悟すべき事なり。

(一)言ひはやらかす 言ひ流行らかす。こゝでは惡宣傳をすること。

(二)辨財御下り 元祿十年三月、脊振辨財天修覆の際、久保山村百姓藤五左衛門が牛宮谷で發見掘り出した古木赤梅檀の切株を以て京都佛師左京に新に辨財天像を彫刻させ、山本常朝が持ち下つたことがある。(五二三參照)

(三)袋酒盛 寶永三年鍋島鞆負石井傳右衛門等の酒盛の事であらう(八五三參照)。二法師云々不詳。

二六二 欠伸噫はすまいと思へば一生せぬ、嗜み事は若い内に書き附けよ

同座に若輩の人欠伸仕られ候時、欠伸は見苦しきものなり。欠伸、くさめはするまじきと思へば一生せぬものなり。氣の抜けたる所にて出るなり。不圖欠伸出で候はゞ、口を隠すべし。くさめは額を押ふると止まるなり。又酒を飲む衆はあれども、酒盛よくする人

はなし。公界物なり。氣を附くべき事なり。斯様の事共、奉公人の嗜み、若き内に一々仕附け度き事なりとて、(一)簡條書百ばかり出来申し候。尙々詮議して書き附け候へとなり。

(二)簡條書百ばかり 「山本常朝草庵雜談」と題し、覺書を列記したものがある。

二六二 帶の仕様、上下附は鍋島風が第一、帶の結び目をはさむ事

「帶の仕様、上下つきは御國の風にましたるはなし」と、(一)加賀守殿仰せられ候由。皆加州の御仕出なり、(二)帶の結び目、はさむ事、他所になし。別してよきなり。

(一) 加賀守殿 小城藩主鍋島直能。(八九五・註四)

(二) 帶の結び目はさむ事 帶を結び切りにせず、端をはさみ込む事で、武士の子供に迄行はれてゐた。

二六三 山崎藏人の金言「見え過ぐる奉公人はわろし」——道樂は禁物

山崎藏人申され候は、「見え過ぐる奉公人はわろし」と、これ金言にて候。唯奉公に好きたるが(一)當介家職なり。或は理非の穿鑿強く、又は無常を觀じ、隠者を好み、濁れる世の中、事繁き都などに見なし、佛道修行にて生死を離れ、詩歌の翫び、風雅を好みなどする事、能き事の様に思ふなり。これは、我が一身を安樂にして心を淨く持つばかりなり。隱居人出家など世外者はよし。奉公人には第一の禁物。斯くの如き者は皆腰拔なり。武道奉公は骨を折りて仕にくき事なる故、逃れて安樂を好むものなり。世間に無學文盲に

して奉公一偏に精を入れ、又は妻子以下の育てに心掛くる者は、一生見事に暮すなり。奉公人にてはありながら、坐禪を勤め、詩歌に心を寄せ、境界を風雅に、異風にする人は、多分身上持ちそこなひ、無力に責められ、俗にも僧にもあらず、公家隠者にもあらずして、見苦しき有様なり。又一偏に傾かず、家職の隙に、氣晴し慰みに餘の事をするは、苦しからずと申す事あり。これは障りまでにはなるまじく候。さりながら、家職一偏に心掛け候へば、曾て少しの隙もなきものなり。隙のあるは未だ打ちはまらざる故なり。老功の士の一言は厚きことなり。藏人年寄役の時分、俳諧はやり、殿中にも俳諧する人多く候へども、藏人一人終に仕習ひ申されず、「御用濟み候へば、各々は俳諧なされ候へ。」と申し候て、歸り申され候。隠居以後、連歌三昧にて日を暮し申され候由。

(二) 當介家職

家職に當てはまつた者、適任者。(一・註二四。一九六參照)

二六四

君臣の間は忍戀のやうにあれ、奉公の大意は理非の外

奉公人は、心入一つにてすむことなり。分別藝能にわたれば、事むつかしく、心落着かぬものなり。又業にて御用に立つは下段なり。分別もなく、無藝無男にて、何の御用にも立たず、田舎の果にて、一生朽ち果つるものか、我は殿の一人被官なり、御懇にあらうも、御情なくあらうも、御存じなさるまいも、それには曾て構はず、常住御恩の忝なき

事を骨髓に徹し、涙を流して大切に存じ奉るまでなり。これは易きことなり。これがならぬ生附とはあるまじ。又此くの如く思ふまい事ではなし。されども斯様の志の衆は稀なるものなり。唯心の内ばかりの事なり。長け高き御被官なり。戀の心入の様なる事なり。情なくつらきほど、思ひを増すなり。適にも逢ふ時は、命も捨つる心になり、忍戀などこそよき手本なれ。一生言出す事もなく、思死する心入は深き事なり。又自然僞に逢ひても、當座は一入悦び、僞の顯るれば、尙深く思入るなり。君臣の間斯くの如くなるべし。奉公の大意、これにて埒明くなり。理非の外なるものなり。

私に云ふ、君臣の間と戀の心と一致成る事、(一)宗祇註に見當り申し候。

(二)宗祇註 連歌師宗祇の註。(二三六參照)

二六五 御側の奉公はぶらぐと年を重ね、自然と御用に立つ様に

御側の奉公は、成るべく差出でざる様に、ぶらぐとして年を重ね、自然と御用に立つ様になければ物に成らざるなり。一家の内の様なればなり。外様の奉公は、それにては追附かず、随分廻れなく心掛け、上たる人の目にも附く心持あるなり。

二六六 何よりも唯主君の御一言が忝くて腹を切る志は起るもの

何の徳もなき身にて候へば、させる奉公も仕らず、(二)虎口前仕りたる事もなく候へど

も、若年わかねんの時分じぶんより一向かうに、「殿とのの一人被官ひやくわんは我われなり、武勇ぶゆうは我われ一人なり。」と骨髓こつねに徹てつし、思込おもひこみ候故きゆうこか、何なんたる利發人りはつにん、御用ごように立つ人ひとにても押し下げ得申えまをされず候きゆうらふ。却かへつて諸人しよにんの取持とりもち勿體むつたいなく候きゆうらふ。唯殿たゐとのを大切に存ぞんじ、何事なにごとにてもあれ、死狂しきやうひは我われ一人と内心ないしんに覺悟かくまつ仕りたるまでにて候きゆうらふ。今こそ申まをせ、終つひに人に語り申まをさず候へども、一念天地ねんいちちうを動かす故ゆゑにて候きゆうらふか、人にゆるされ申し候きゆうらふ。御子様方おこさまがたはじ始め、諸人しよにんの御懇意誠ごこんいせうに痛いたみ入り申まをす事に候きゆうらふ。主人しゆじんに思おもひ附つく事は、御譜代ごふだいの士しは、奉公ほうこうするの、せぬのには、より申まをさず候へども、勤つとむる時は又品またしたある事に候きゆうらふ。知行御加増ちぎやうごかぞう、金銀過分きんぎんくわぶんに拜領はいりやうほど有り難がたき事はなことく候へども、それよりは唯御一言ただごが忝かたじけなくて腹はらを切る志こころざしは發はるものなり。火事御仕組くわじごしぐみに、江戸えどにて御書物心遣おかきものこころやりと申上まじあげられ候へば、「若わかき者ものに候間きゆうま、供中附きゆうちゅうづけ候へ。」と仰出おほいだされ候時きゆうじ、忽たちち身命しんめいを捨すつる心こころになりたり。又大阪またおほさかにて御夜おんよるの物御蒲團拜領ものおふとんはいりやうの時とき、「慰方なぐさみかたに召使めしつかひ候者きゆうらふものに加増かぞうとは遠慮故えんりよゆゑ、志こころざしまでに異ちがふゝぞ、年寄共としよりどもへ禮れいにも及およばぬ。」と仰おほせられ候時きゆうじ、(三)あはれ昔むかしならば此この蒲團ふとんを敷しき、此この夜着よぎをかぶり、追腹おひはら仕るべきものと、骨髓こつね有り難がたく存ぞんじ奉たてまつり候なり。

- (一) 虎口前 戦國の働きをいふ。(二七・註二)
(二) あはれ昔ならば 追腹法度以前をいふ。

二六七 地獄にも落ちよ神罰にも當れ、主人に志立つる外はない

歸り新參などは、さても鈍になりたると見ゆる位がよし。しつかりと落着いて動かぬ位があるなり。御譜代の忝さ、有難き御國なることは、氣の附くほど御恩が重くなるなり。斯様に行當りてよりは、浪人などは何げもなきことなり。この主従の契より外には、何もいらぬことなり。この事はまだなりとて、釋迦孔子 天照大神の御出現にて御勧めにて、ぎすともすることにてなし。地獄にも落ちよ、神罰にもあたれ、此方は主人に志立つるより外はいらぬなり。悪くすれば神道の、佛道のと云ひ、結構な打上つた道理に轉ぜらるゝものなり。佛神も、これをわるしとは、思召さるまじきなりと。

二六八 客に行つて差合ひを言はれてから歸るのは追立てられるもの
或方に見舞に御同道申し、暫く話ありて罷歸るとあり。亭主、「先づ暫く御話し候へ。晩迄と存じ候へども、客約束。」と申され候。追附罷立ち候。差合ひを言はれてから歸るは、追立てられたるにてこそあれとなり。

二六九 寫し紅粉を懷中して酔覺や寢起など顔色悪い時は直すがい
寫し紅粉を懷中したるがよし。自然の時に、酔覺か寢起などは顔の色悪しき事あり。斯様の時、紅粉を引きたるがよきなりと。

二七〇 相良求馬、鍋島光茂の歌道執心は御家長久の基と辯疏す

相良求馬ほど發明なる人、又出來まじくと思はれ候。打見たる所、さても利發なる人と相見え、分別するほど發明顯れ候。光茂公歌道一偏の御執心故、勝茂公より御意見、年寄役は蟄居仰付けられ候。その時、御側の者召出され御叱りにて候。求馬若年の時分にて、末座に罷在り候が、申上げ候は、(一)丹州様の御氣質を某ならでよく存じ候者御座なく候。御氣質やはらぎ申す爲には、御歌學頂上の儀に候。拔群の御器量にて、御短氣手荒く御座なされ候。されば、御歌御好き遊ばされ候は、御家長久の基と存じ奉り候。」と申上げ候由なり。後迄も斯様に申し候。後日に勝茂公仰せに、「丹後守が側の者呼出し叱り候に、一言も申す者なし。たはけ共にて候。末座に若輩者居り候が、面附器量に見え候。」と、御意なされ候由。この一段、脇説に承り候が、相違の所あり。尙尋ぬべし。

(一) 丹州様 鍋島光茂。

二七一 中野又兵衛先祖の物語、下情が上達せぬと不和が出来る

新儀は、たとへ良き事にても、いかゞとなり。(二)中野又兵衛先祖の者申し候は、「旦那様御苦勞なされ、我々弓二十五人御仕立て召置かれ候處、散りぐに相成り候に付

て、せめて御形見にと存じ、器量の者十人すぐり、(二)澤野殿組に遣はし候が、組中膽を潰させ、御恩報じと存じ奉り候。残りは鐵砲組に成り候故、弓切り折り、今より火縄扱ひ成るまじくと申し候て、氣味を腐らかし申し候。一人は一石組の押へに參る筈に候へども、請合ひ申さず候に付て、某申し候は、「弓は我等に續く人なし。然れども老年にて業相成らず。御上の仰付を、罷成らずなどと申し候は、慮外にて候間、我等一石組に參るべしと申乞ひ、今は弓を手にも取り申さず。」と涙を流して話し申し候。斯様の儀、上に相知れ申さず、下の不和出来、笑止の事に候。尤も有難き御家に候へば、追ては、不合點の者あるまじく候。直茂公は、一和の所を肝要に遊ばされ候。又有馬の軍功、一二の入札に遊ばされ候。備へ備へに御目付これあり候由。其の頃諸人不合點の由。敵合の働、何として見分明白に成るべきや。御目付武功の人にてこれなく候はば、相違これあるべく候。江戸御式臺にて、(三)石井彌七左衛門有馬話を仕出で候時、(四)問田市郎左衛門罷在り、「よき折柄にて候、一番乗を我等より先きに參られ候者これありや、申して見候へ。」と申し候に付て、「それは乗口が違ひ申すべし。」と申し候由。斯様の事に、多く手柄隠れ、残念に存じ候者、數多これあり候由。

(二) 中野又兵衛 名は政良。初め嘉右衛門。中野神右衛門清明の六男で、重澄の弟であり、常朝

の叔父に當る。西派の弓の達人で、有馬陣後、足輕の組頭となり、承應三年吉田久馬助重春から皆傳を受け、弓の師範となつた。元祿八年十一月十四日歿。年八十二。法名觀解院玄昌日久。墓は佐賀市大財町國相寺にある。弓の師家は、朝倉六兵衛永次が相續し、更に小森八内政意に傳はつた。

(三) 澤野殿 新右衛門精種。代々鐵砲足輕組頭を勤めて來たが、元祿八年又兵衛死去の後、鐵砲組を離れて弓取になつた。「夜陰の閑談」中にある「足輕組まぜぢらかし」(一・註四四)は、これらの事を指したものであらう。

(三) 石井彌七左衛門 正之。(七四五・註二)

(四) 間田市郎左衛門 父新五左衛門と共に有馬陣に従ひ、戦功を立てた。

二七二 他人の家で物を失うた時、不用意に言出して主人に恥かゝすな

何某或御方にて (一) 筭失ひ候事を、何かと申し候を、同道の衆意見申し候て、沙汰なしに歸られ候。追つて盗み候人相知れ、仕置これあり候。御亭主に恥かゝせ申す事を、行き當らず言出して見出し申さざる時は、尙々無興なり。刀の拵へ様、置き處、失ひたる時の事を、兼々吟味仕るべき事の由。

(一) 筭 刀の鞘に挿しておくもの。(八七四參照)

二七三 挨拶は一座を見計つて人の氣に障らぬ様に、國家の事は勇猛に

興に乗じては口柄にて話をもする事あり。我が心浮いて實なく、脇よりも左様に見ゆる

なり。その後にて實儀なる事を見合せ話すべし。我が心に實が出来るなり。軽い挨拶をする時も、一座を見計りて人の氣に障らざるやう、少し案じてより申すべきなり。又武道の方御國家の事に難を申す衆候は、愛想盡かして、したゝかに申すべし。兼て覺悟仕るべきの由。

二七四 談合事はまづ一人に、大事の相談は密かに無關係の人に

談合事などは、まづ一人と示し合ひ、その後聞くべき人々を集め一決すべし。さなければ恨み出来るなり。又大事の相談は、(一)かものはぬ人、世外の人などに潜かに批判させたるがよし。最負なき故、よく理が見ゆるなり。(二)一くるわの人は談合候へば、我が心の理方に申すものにて候。是にては役に立ち申さず候由。二法師口傳。

(一) かものはぬ かまはぬに同じ。かねて懇意でない人。

(二) 一くるわの人 くるわ(廓)は區域、集團などの意。

二七五 兵動左仲奇特にも藝敵の正珍に連歌の宗匠を譲る

一藝あるものは藝敵を思ふものなるに、(一)左仲、先年、(二)正珍へ連歌宗匠を譲りたり。奇特の事なり。

(一) 左仲 兵動左仲延貞。與賀神社の神職である。兵動延年の子で、初名左京、内藏助とも稱した。連歌宗匠となり、享保四年八十賀の時藩主宗茂自筆の「八十とは猶永からん松の花」の句並

に上下を拜領した。享保七年十二月二十九日歿。年八十三。法名齡譽延貞。墓は佐賀市與賀町光照寺にある。代々與賀神社神職で、子延方孫延常三代に互つて連歌宗匠であつた。

(二) 正珍 佐賀六座町生れ。連歌師。後稻佐山(杵島郡錦江村)に移つた。

二七六

湛然和尚曰く「風鈴を懸けるのは風を知つて火の用心する爲」

(二) 湛然和尚風鈴を懸け置かれ、「音を愛するにてはなし、風を知りて火の用心すべき爲なり。大寺を持つ氣遣ひは火の用心計りなり。」と御申し候。風吹きには自身夜廻りなされ、一生火鉢の火を消されず、枕元に行燈、附木取揃へ置き、「俄の時うろたへて、火を早く立つる者なきものなり。」と御申し候。

(二) 湛然和尚

湛然梁重和尚。(解説参照)

二七七

疊の上で武勇を顯す者でないと戰場へも選出されない

(二) 公界と寢間の内、(三) 虎口前と疊の上、二つになり、俄に作り立つる故、間に合はぬなり。只常々にある事なり。疊の上にて武勇の顯るゝ者ならでは、虎口へも選出されず。

(二) 公界

人なかの公の場をいふ。晴れの場所。「酒は公界物」。(三四参照)

(二) 虎口前

コグチマへと訓む。虎口とは城廓陣營等の出入口の要所で、延いて其の要所又は一般戰場における働の意味に用ひられたやうである。「老土物語の箇條覺書」には、「虎口にて先をか

け、犬死しても告しからざる場は一番槍一番首一番乗の時節なり。」とある(一六〇・二六六・三九六・二一九八・一二〇二等参照)。この語は如睦 甲冑(一・註一二参照)と共に古くから用ひられたもので、後には経済的な意味をも含んだらしい。左に久米邦武博士編修『鍋島直正公傳』に記された「如睦 甲冑 虎口前」の解を参考の爲に引證しておく。

封建時代の戦費は、家祿に附帶したる義務にして、之に如睦、甲冑、虎口前の稱あり。如睦は平時をいひ、甲冑は戦時をいふ。虎口前は此兩者に附帶して祿高に賦課せられたる義務をいふ(『鍋島直正公傳』第一篇一六六頁) 藩の士政は戦時の軍隊編制を基礎となしたりしが、平時にも其養成事務を併せ辨ずるを組仕組といひ、而して組には戦時平時の二を分ちたり。甲冑如睦是なり。甲冑とは事あれば甲冑を著して戦場に向ふの意にして、平時にも軍務の番役總て軍隊義務の役に服するをいひ、如睦とは平和に於る家常生活、及び給祿の分配等にかゝる務をいふ。足利時代より九州地方に行はれたる法律語なり。甲冑如睦の務めには非常の相違あり。甲冑は給祿に對する義務として自格護にて務む。自格護とは當時の通用語にて、費用を自辨する意なり。法律語にては虎口前といふ。如睦の務は義務の外なるを以て、幾分の宛行をなして費用を補給す。其別を例せむか、組割の調練、若くは組役にて務むる寺社の警固、出入の警備等は甲冑の虎口前たる義務なり。(同第三篇二三二——二三三頁)

二七八 剛と臆とは平生當つて見ては別らぬ、別段にあるもの

剛臆と云ふものは、平生當りて見ては當らず。別段にあるものなり。御留守居二度の口

達。

二七九 何氣なく思はれては奉公できぬ、大事の奉公は一心の覺悟から

主人にも何氣もなく思はれては、大事の奉公はされぬものなり。此のあたり一心の覺悟にて顯るゝなり。御叱りの時は、御惡口のみ仰出でられ候へども、終に御惡口に逢ひ申さず候。若殿様は主人を見限りさうなる者と度々御意なされ、本望と存居り候。光茂公御卒去の時分などは、我等申上げ候事は少しも御疑ひこれなく候由。

二八〇 山本常朝、隱居後も常に御家の事を思ひ、これを語る毎に落涙す

「今にてもあれ、御家一大事の出来候時は進み出で、一人も先にはやるまじきものと存じ出し候へば、いつにても落涙仕り候。今は何事も入らず、死人同然と思ひて萬事捨て果て候へども、この一事は若年の時分より、骨髓に徹り思ひ込み候故なり。何と忘るべしと思ひても心に任せず、あつばれ我等一人ならでは無きとのみ存じ候。家老衆を始め御家中の衆、斯様に御家を思うて上げらるまじきかと思ふなり。」と御申し候て、涙落ち聲ふるひ、暫しは話もなり申さず候。「いつもこの事さへ存じ出し候へば、斯様にこれあるなり。夜半、曉、獨居、對座の時も同然なり。誠に益體もなき事。」となり。この話にて（一）落涙の事、數度見及び申し候。

（二）落涙の事數度見及び申し候 山本常朝が話しながら落涙した事を、田代陣基がしばぐ見たといふのである。

二八一 生々世々御家中に生れ出で、御家は我一人で抱留める

一鼎に逢うて、「御家などの崩るゝと云ふ事は未代までこれなく候。仔細は、生々世々、御家中に生れ出で、御家は我一人して抱留め申す。」と申し候へば、「大膽なる事を申す。」と笑ひ申され候。(一)二十四五の時の事なり。(二)卓本和尚に一鼎申され候。「御國に變りたる者出来申し候。昔恥かしからぬ。」と話し仕られ候と、承り申し候。出家物語なり。

(一) 二十四五の時 山本常朝、天和三年二十五歳。

(二) 卓本和尚 實山卓本和尚。天和元年山本家の菩提寺八戸龍雲寺住職となり、元祿元年高傳寺第十七世住持となつた。元祿四年中折(佐賀市)東盛庵を開いて隱居し、同十六年八月八日寂。

二八二 湛然和尚曰く「常に氏神と心を釣合うて居れ、親同然で運が強い」

湛然和尚申し候は、「常に氏神と心を釣合うて居り申すべく候。運強くあるべく候。親同然にて候。」と指南の由。

二八三 佐賀に生れて日峯様を拜まぬは疎略、直茂公生前にも願をかけた

「御國に生れ候者の(一)日峯様を拜み奉らざる事、大方の事なり。御存生の内にも、立願懸け申す者共これありたる由に候。大切の事と存じ候は、宿願を懸け奉り候が、一度も叶はざる事これなく候。」と、前神右衛門常々話し申し候由。

(二) 日峯様 佐賀藩祖鍋島直茂。(一・註八)

二八四 日拜は血戰の運命を祈るため、穢を嫌ふ神ならば詮なし

神は穢を御嫌ひなされ候由に候へども、一分の見立てこれありて、日拜怠り申さず候。その仔細は、軍中にて血を切りかぶり、死人乗越えく働き候時分、運命を祈り申すためにこそ、かねくは信心仕る事に候。その時穢ありとて、後向き候神ならば詮なき事と、しかと存じ極め、穢の構ひなく拜仕り候由。

二八五 大難大變にも一言、仕合せの時に一言、此の一言に工夫せよ

大難大變の時も一言なり。仕合せよき時も一言なり。當座の挨拶話の内も一言なり。工夫して云ふべき事なり。(二) ひとつかりとするものなり。確に覚えあり。精氣を盡し、兼々心がくべき事なり。これは、めつたに話にくき事なり。皆心の仕事なり。心に覺えたる人ならでは知るまじとなり。

(二) ひとつかり 稟と引締まること。

二八六 上座から末座に下り會釋して復席、豫て教訓の禮儀

或方にて話半ば、出家見舞あり。上座にて候が、即ち末座に下り、一通りの禮儀あり。其の後は常の通りなり。豫て教訓の禮儀の所なり。

二八七 寄親は兼々組の者に振舞ひ、會釋の心入あるべき事

(一) 權之丞、長崎御仕組假物頭仰付けられ候。それに付き心得の爲書附に、早速打立ち候仕組、(二) 夫丸に宿元見せ置き候事どもあり。又組の者召寄せ、馳走など致し、會釋の心入ある事に候。一言にて、あの様なる寄親かなと思ふものなり。御爲の志堅固ならば、此の次は物頭に仰付けらるべく候なり。

(一) 權之丞 山本常朝の養子常俊。

(二) 夫丸 人夫の事。

二八八 人間一生好いた事をして暮すべし、但し聞き様では害になる

人間一生は、誠に纒の事なり。好いた事をして暮すべきなり。夢の間の世の中に、好かぬ事許りして、苦を見て暮すは愚なることなり。此の事は、わろく聞いては害になる事故、若き衆などに終に語らぬ奥の手なり。我は寝る事が好きなり。今の境界相應に、彌々禁足して、寝て暮すべしと思ふとなり。

二八九 現實の事は夢で知れる、夢を相手に精々勵むがよい

正徳三年十二月二十八日夜夢の事。志強く成り候程、夢中の様子段々變り申し候。有體の例しは夢にて候。夢を相手にして、精を出し候がよしとなり。

二九〇 懺悔は器物の中の水をこぼす様なもの、改むれば跡は消える

慚愧懺悔と云ふ事は、器物に入れたる水を打ちかへす様なものなり。或御方の竝盜人白狀の仕様を聞き候へば、不憚になるなり。即ち改むれば、忽ち跡は消えて行くなり。

二九一 我が長けを知り、非を知つたとて自慢するな、自己を知るは難い

少し眼見え候者は、我が長けを知り、非を知りたりと思ふゆゑ、尙々自慢になるものなり。實に我が長け、我が非を知る事成り難きものの由。海音和尚御話なり。

二九二 人の威は外に顯れる、畢竟は氣をぬかさず正念なる所が基

打見えたる所に、その儘、その人々の丈分の威が顯るゝものなり。引咎む所に威あり。調子靜かなる所に威あり。詞寡き所に威あり。禮儀深き所に威あり。行儀重き所に威あり。奥齒嚙みして眼差尖なる所に威あり。これ皆、外に顯れたる所なり。畢竟は氣をぬかさず、正念なる所が基にて候となり。

二九三 惡事の引合ひは貪瞋痴、吉事の引合ひは智仁勇に洩れず

貪瞋痴と、よく撰り分けたるものなり。世上の惡事出來たる時、引合ひて見るに、この三箇條に廻るゝ事なし。吉事を引合ひて見るに、智仁勇に洩れずとなり。

二九四 奉公人の心入は時代々々で變る。或時は國家を治めて上げよ

(二) 五郎左衛門申し候は、奉公人の心入は、何時にても根本に替る事はこれなく候へども、御時代々々にて趣は替り申し候。直茂公勝茂公は、鹿に入り細に入り、何事にても聞き事なく御存知なされ候に付、萬事御下知の通りに勤め候て廻れこれなく、疑はしき事は御尋ね申上げ、御指南を受け申す事に候。これは仕よき奉公にて候。又御不案内の御主人の時は、随分工夫案致し、御國家を治めて上げ申さず候て罷成らず、これは大儀にて候由。

(二) 五郎左衛門 山本常治。(九・註三)

二九五 下賤から高位に登つた人はその徳を貴んで一入崇敬せよ

數馬(利明)申し候は、茶の湯に古き道具を用ふる事を、むさき事、新しき器綺麗にして然るべしと申す衆あり。又古き道具はしをらしき故用ふるなどと思ふ人もあり。皆相違なり。古き道具は下賤の者も取扱ひたる物なれども、よくその徳ある故に、大人の手にも觸れらるゝものなり。徳を貴みてなり。奉公人も同然なり。下賤より高位になりたる人は、その徳ある故なり。然るを、氏もなき者と同役はなるまじ、昨今まで足輕にてありし者を頭人には罷成らず、と思ふは以ての外取違ひなり。もとより、その位に備りたる人よりは、下より登りたるは、徳を貴みて一入崇敬する筈なり。

二九六 山本前神右衛門、常朝七歳の時より武者草鞋で寺参りさす

(一) 前神右衛門申附けにて、(二) 幼稚の時分、市風に吹かせ、人馴れ申す爲とて、(三) 唐人町出橋に、節々遣はし候由。五歳より各々様方へ名代に出し申し候。七歳より、がんどうのためとて、武者草鞋をふませ、(四) 先祖の寺参り仕らせ候由。

(一) 前神右衛門 常朝の父、山本神右衛門重澄。

(二) 幼稚の時分 山本常朝。

(三) 唐人町出橋 今の佐賀市唐人町土橋邊であらう。

(四) 先祖の寺参り 小城郡三月村大字織島字深川勝妙寺(日蓮宗)墓参をいふ。山本常朝手記の年譜に、この事が、次のやうに記されてゐる。

七歳。寛文五巳年。今年より、先祖菩提所小城深川勝妙寺へ、松龜事、歩行にて堂参仕り候。武者草鞋をふませ、向後がんぢやうの爲、神右衛門名代に遣はされ申し候事。松龜は、常朝の幼名。勝妙寺は、父神右衛門の實家中野氏の菩提寺である。

二九七 主君にも少しは隔てられるがよい、腰巾着では働かれぬ

主にも、家老年寄にも、ちと隔心に思はれねば大業はならず。何事もなく腰に附けられては働かれぬものなり。此の心持これある事の由。

二九八 物識が差合ひ、平生の事にも案内知つて障りになる事もある

御家の事、御家中の事、古來根元、よく存ぜず候て叶はざる事に候。然れども、時

によりて物識が差合ふ事とこれあるものなり。了簡入るべき事なり。平生の事にも、案内知つて支へになることあるものなり。了簡入るべし。(二)石井新五左衛門、山本紛れの事。口達。

(二) 石井新五左衛門 名は貞房。石井嫡男家、清左衛門良房の子である。初名伊勢之助 善次郎新八と稱した。手明槍から、世嗣綱茂の御側頭となり、元禄六年十一月六日歿した。年五十。

二九九 端的濟まぬ事は埒明かぬ、左足の一步で鐵壁も踏破れ

(一) 春岳話に、(二)「そこを引くなど云ふ儘に二人張」と草紙にあり。これが面白く候。(三) 端的濟まぬ事は一生埒明かず、その時一人力にては成し難く、二人力になりて埒明くる所なり。後にと思へば、一生の懈怠となるなり。又左足を踏み、鐵壁も通れと云ふも面白く候。忽ち飛込み、直ちに踏破る事は一步の左足なり。又大一機を得たる人は、日本開闢以來秀吉一人と思はれ候由。

(一) 春岳 春岳明源和尚。(五〇・註二)

(二) そこを引くなど云ふ儘に二人張 相手に對して機先を制し、そこ動くなど攻勢に出ると、おのづから二人力になつて元氣づくといふ意であらう。或寫本には「二人強」とある。

(三) 端的 タンテキ。佐賀言葉ではタントキともいふ。差當り、てつきり、即刻、てきめんなど、目の當り差迫つた事にいふ語。

三〇〇 智慧利發ほどきたないものはない、眞實さへあれば立ち行く

何某は、第一顔の皮厚く、器量ありて利發者にて、御用に立つ所もあり。この前、「其の方方は利發が残らず外に出て、奥深き所なし。ちと鈍になりて、十の物三つ四つ内に残す事はなるまじきや。」と申し候へば、「それは成り申さず候。」と申し候。(二)ほしめかして、公儀前などさすれば、何處までも仕て行くところあり。さりながら御身邊國家邊、重き事は少しもさせられぬ丈けなり。誰々と一風のものなり。利發智慧にて、何事も済むものと覺えて居るなり。智慧利發ほど、きたなき物はなし。まづ、諸人請取らず、(三)帶紐解いて入魂されぬものなり。何某は不辨には見ゆれども、實が有る故に、立つて行く奉公人なりと。

(一) ほしめかす おだてる。けしかける。ほしまかすともいふ。「犬の喧嘩をほしまかす」。
(二) 帶紐解く 心を許して、打解けること。

三〇一 最負があつては口がきけぬ、何の引きもないが奉公はしよい
殿參りするも奉公人の疵なり。すべて御内縁、殿最負を持てば口がきけぬものなり。折角骨を折りて奉公しても、引きにて仕合せよきなどと後指さくれ、奉公が無になるものなり。何の引きもなき奉公は仕よきものなりと。

三〇二 些細な事に念を入れて話す人には大方其の裏がある

さもなきことを、念を入れて委しく語る人には、多分其の裏に、申し分があるものなり。それを紛らかし隠さん爲に、何となく繰立てゝ語る事なり。それは、聞くと胸に不審が立つものなり。

三〇三 何事も人より一段高き理を見附けよ、相手を見て理を言へ

詮議事又は世間の話を聞く時も、その理を尤もと計り思ひて、そのあたりにぐどつては立越えたる理が見えず。人が黒きと云はゞ黒き筈ではなし、白き筈なり、白き理があるべしと、その事の上に理を附けて、案じて見れば、一段立ち上りたる理が見ゆるものなり。斯様に眼を附けねば、上手取ることにはならず。さてその座にて云ふべき相手ならば、障らぬ様に云ふべし。云はれぬ相手ならば、障らぬ様に取合ひして心にはその理を見出して置きたるがよし。人に越えたる理の見ゆる仕様は是くの如きなり。何某縁邊切の事、口達。わる推量裏廻り物疑ひなどとは違ひ候なり。

三〇四 飢死んでも殿様の爲には神佛にも見向かず朽ち果てよ

何某へ意見申し候は、「身持心入、今時の人に勝れ申され、結構の事に候。此の上ながら、立上りたるところに眼を着けられ候へかし。今の分にては惜しき事に候。藝にすかれ候も、低い位なり。若し名人に成り御用に立ち候時、先祖以來の侍を立て迦

し、藝者にならるゝ事に候。御國の侍は、(一)藝は身を亡すと、兼々見立て候は此處にて候。尤も低い丈けにては、よき事に候。立上りたると云ふは、何某儀は武士なり、さすがの奉公人なりと見られ、御家老御用の時、選び出さるゝ事なり。御無人の時節は、昔の科も消えて行く事なり。御國家治め申上げ候忠節、何かあるべきや。たとへ召出されず候ても、一分の覺悟は、御用に立ちたる事なり。多分大事の時は、潜かに相談にまゐるものなり。それに指南申すは、尙々忠義なり。他事なきものなる故、少し立上りたる者は、人が捨て置かぬものなり。此のあたりに眼を着けられ候へかし。」と申し候へば、「それは稽古にて成るべきや。」と申され候に付、「易きことなり、當念に氣を抜かさず、上手の理を見出すまでなり、少し精を入れるれば慥に成るものなり。又十日の内に、國中に器量響く仕様もあり、何和尚と豫て話しの由。彼の和尚は、皆人畏れて居るなり。上手の理が得方にて、鳴り廻るところを覺えたる人なり。明日にても、何事ぞ申され候を打崩し、せかせ候て上手の理にて云ひ伏せ、理詰仕らるべく候。諸人肝を潰し、云ひ傳へ云ひ傳へて、頓て沙汰するものなり。大夫をかみ伏せねば、響きなきものなり。」と申し候へば、「誠に利發なる和尚。」と申され候故、「左様に阻み申され候故、大業がならず、何のからばしき事あるべきや。誰にても、(二)そくもやるまじきとかゝらねば、(三)

ほこ手は延びず。又義經の勇智仁とのたまひしも、面白く候。今が世にも、四十歳より内は勇智仁なり。埋れ居り候衆は四十過ぎてても勇智仁にてなくば響きあるまじく候。彼の和尚など、たつた勇智仁を以て鳴り廻り、名高く聞え候。又殿様の御上、御家老、年寄衆などの上は、たとへ上手の理を見附け候ても、人に批判をせぬものなり。聞えぬ事にも御尤もと理を附けて、諸人思ひ附く様に、褒め崇めて置くが忠義なり。人の不審いたす様に仕成すは、勿體なきことなり。人の心は、移り易きものにて、一人褒むれば早やそれにかたぶき、一人誹れば悪く思ふものなり。又どこへ有り附き候様にと何某申され候由、先年承り候。左様の時は日來の懇意愛想も盡きて、したたかに申したるがよく候事を、破れぬ様に結構づくに取合ひ候へば、うさんに思はるゝものなり。斯様の事に味方の人より轉ぜられ、引腐らかさるゝ事あるものなり。飢死んでも御家來の内なり。殿立て迦すことは佛神の勧めにも見向も仕らざる合點にて、朽果て申さるべし。」と申し候由。

(一) 藝は身を亡す

(八九参照。)

(二) そくもやるまじ

あつて、當時の言葉であつたかと思はれる。そくは足で、一足も先きへやらぬ意味であらう。多くの寫本に「そく」と

(三) ほこ手は延びず

ほこ手は矛手。手が伸びない。發展が出来ない。

三〇五 世上の噂話にも物言ひを慎め、口故に敵を持ち遺恨も出来る。

當時たうじの（一）差合さしあひになりさうなる事ことを言いはぬものなり。氣きを附つけ申まをすべきなり。世上せじやうに、何かと、むつかしき事ことなどこれある時は、皆人みなひと浮うき立たつて覺おぼえ知しらずに、その事ことのみ沙汰さたする事ことあり。無用むようの事ことなり。わろくすれば、（二）口引張くちひばりになるか、さなくとも、口故くぐに入いらざる事ことに敵てきを持ち、遺恨ゐこん出來きるなり。左様さやうの時ときは他出たしでを止め、歌うたなど案あんじて居ゐたるがよく候さむらふよし由よし。

（一）差合さしあひ 差支さしへ、鉢合はちあせ。動詞にも用ひられ、今も佐賀地方に多く使はれてゐる。

（二）口引張くちひばり 口ぎたなく冗言じやうげんすること。おしやべり。

三〇六 人の事は譽ほむるも似合にあはぬ、我が丈だけを知しつて修行しゆぎやうに精せいを出でせ

人事ひとごとを云いふは、大だいなる失しつなり。譽ほむるも似合にあはぬ事ことなり。兎角とかく我がたけをよく知しり、我わが修行しゆぎやうを精せいを出でし、口くちを慎つつしみたるがよし。

三〇七 徳ある人はゆとりがあり、小人は静かな所がなくがたつき廻まわる

徳とくある人ひとは、胸中きやうちゆうにゆるりとしたる所ところがありて、物毎ものごとせはしきことなし。小人せうじんは、静しづかなる所ところなく、當り合あたあひ候さむらふて、がたつき廻まわり候さむらふなり。

三〇八 夢の世とはよき見立、惡夢を見て覺めたい事もある

夢の世とは、よき見立なり。惡夢など見たる時、早く覺めよかしと思ひ、夢にてあれかしなどと思ふ事あり。今日もそれに少しも違はぬなりと。

三〇九 何事も眞實でないと效がない、智慧ある人は智慧の害に陥る

智慧ある人は實も不實も智慧にて仕組み、理をつけて仕通ると思ふものなり。智慧の害になるところなり。何事も實にてなければ、のうちなきものなりと。

三一〇 裁判や爭論はきたな勝ちよりも美事な負けがよい、相撲の様なもの

公事沙汰、又は言ひ募ることなどに、早く負けて見事な負けがあるものなり。相撲の様なるものなり。勝ちたがりて、きたな勝ちするは、負けたるには劣るなり。多分きたな負けになるものなりと。上り屋敷の事。口達。

三一一 人を惡むは慈悲なき故、慈悲門に括り込めば當り合ふ事がない
自他の思ひ強く、人を惡み、えせ中などするは慈悲のすくなき故なり。一切悉く慈悲門に括り込んでからは、あたり合ふことなきものなり。

三一二 生嚙りは知りだてをする、よく知ると知つた振りはせぬ

少し知りたる事、知りだてをするなり。初心なる事なり。よく知りたる事は、その振見えす、奥ゆかしきものなり。

三三三 奉公人の身上は主人の物、大事がつて惜しむべきやうはない

(一) 權之丞殿へ話に、今時の若き者、女風になりたがるなり。結構者 (二) 人愛の有る人物を破らぬ人やはらかなる人と云ふ様なるを、よき人と取りはやす時代になりたる故、矛盾手延びず、突つ切れたる事成らぬなり。第一は身上を抱留むる合點が強き故、大事と計り思ひ、心縮まると見えたり。其方も我が知行にてなく、親の苦勞して取立てられたる物を、養子に來て崩し候てはならぬことと、大事に思はるべきが、それは世上の風なり。我等が所存は格別なり。奉公する時分、身上の事などは何とも思はざりしなり。素より主人のものなれば、大事がり惜しむべき様無き事なり。我等生世の中に、奉公方にて浪人切腹して見すれば本望至極なり。奉公人の打留めは此の二箇條に極りたるものなり。其の中きたな崩れは無念なり。おくれ不當介私慾人の害になる事などは有るまじき事なり。其の外にては崩すを本望と思ふべし。斯くの如く落着くと、其の儘矛盾手延びて働かれ、勢格別なり。

(一) 權之丞 山本常朝の養子常俊。(一九五・註一)

(二) 人愛 にんあい。方言で「にいやア」、愛想、愛嬌。

三三四 惡固まりに一家を立つるな、我が非を知つて探促するが即ち道

奉公の志の出来ぬも自慢故なり。我をよしと思ひ、最眞の上から理を附けて、わるがたまりにかたまり、一世帶構へて済まして居る故なり。歎かしき事なり。分別藝能大身富貴器量發明、何ぞ一つの取柄に自慢して、我これにて済むと思ふより、心闇く、人に向ひ尋ねもせず、一生をあらぬ事して果すなり。よく／＼慢心はあるものなればこそ、何某は御家中一番のたはけなるが、たはけに自慢して、「我はたはけたる故身上恙なし。」と申したるとなり。奉公の志と云ふは別の事なし。常介を思ひ、自慢を捨て、我が非を知り、何とすればよきものかと探促し、一生成就せず探促仕死に極るなり。非を知つて探促するが、即ち取りも直さず道なり。

三二五 訪問は通じてから行くがよい、長座の客にも不會釋すな

何方へ話などに行くには、前方申し通じてより行きたるがよし。何分の隙入有るべきも知れず、亭主の心懸りの所へ行きては無興のものなり。すべて呼ばれねば、行かぬに如くはなし。心の友は稀なるものなり。呼ばれても、心持入るべし。稀の參會ならでは、(一)しまぬものなり。(二)慰講は失多きものなり。又問ひ來る人に、たとひ隙入るとも不會釋すまじき事なり。

(一)しまぬもの しむ(染む)は、しみりと心に感ずること。従つて話が興味深くなることを

いふ。

(二) 慰講 慰み事にする講會。佐賀地方には、今も隣保懇親を目的とする「茶講」といふのがあ
る。失、多きものとは、自然と失敗ことの起きるをいふ。

三一六 牛の角を直すとて牛を殺すな、生駒將監の忠義立て主家を崩す

(一) 生駒壹岐守殿家老前野助左衛門悪行に付、生駒將監公儀へ訴へ、御糺明の上、助左衛
門御成敗、生駒殿領知召上げられ、一萬石下され候。この聞書讀み申し候處、將監、
忠義ながら、主の家を崩したるなり。訴へずば二三年なりともこたへ申すべし。その内に
如何様なる變もこれあり候はゞ、抱留め申し候てもあるべく候。又、助左衛門立て置
きてはならずと存じ候はゞ、諸の事は餘の家老共に申し含め、むきくに打果たすべき
事に候。その時は、家の疵になるまじく候。斯様の事に、牛の角直すとて、牛を殺す仕
方あるものなりとて、(二)海音御申し候は、先年(三)普周に尋ね候は、『御意見詮議の
時、一人御迦し候は、如何の仔細に候や。』と申し候へば、『御意見は仕様がある事に
候。參つて申上ぐるなどと云ふは、悪事を鎗打つて世上に出す様なるものなり。大人は
我が儘に育て、曲あるに定りたるものなり。大抵の曲にては國を失ふ程の事はなし。多分
仕直すとて、(四)どしめき候時、世上に洩れ聞え、國を失ふ事あり。先年の詮議相止み

候が、御國少しも別條これなく候。』と申され候。由。大方諫言と申すには、佞臣が我が手柄立てか、又後見などありてする事なり。忠義の諫言と申すは、よく御請けなさる筋を以て、潜かに申上ぐるものなり。若し御請けなされざる時は、いよく御味方になりて御名の立たざる様に仕るものに候。多分腕立てになりたがり、御請けなされざる時、後向き申すが多く候。どしめき廻り候は、不忠の至極に候。又御家などは、根元不思議の御建立故か、惡しき様にても亦自然とよき様に相成り候となり。

(一) 生駒壹岐守 名は高俊。讃岐高松城主生駒正俊の子。資性魯鈍、國事を老臣に任せて顧みず、且つ家臣の争ひあり遂に封を削られ、寛永十七年出羽國由利郡矢島一萬石に移封された。萬治二年六月十六日歿。年四十九。

(二) 海音 天祐寺住持。(三一・註一)

(三) 普周 鍋島内記種世。始め六左衛門と稱し、有馬陣に戦功があり、父茂利以來山内の山林代官並に鍋島本庄兩村支配となり、延寶七年、主君諫言の事で重役と意見合はず、北原村に隱遁し、剃髪して普周と號した。元祿九年五月廿九日歿。年七十九。法名普周了程。『歷代略記』『普聞集』『武士通鑑』等の著がある。楠公創祀者深江平兵衛入道信溪の兄で、先祖は鍋島清久(利叟)の嫡男清泰より出で、鍋島家の一門である。

清久 左近將監 周防守、清虎 權之助、肥前守、天正七年六月三日三溝戰死

清泰 房元 豐前守

清房 房義 加賀守

直茂 新左衛門 種卷 元和元年歿 茂貞 九郎兵衛 茂爲 九郎兵衛 元和三年歿 茂爲 寛永五年歿

勘左衛門

貞清 (幼少の爲、茂利家督を繼ぐ)

實種卷次男、舍人助

茂利

明曆二年歿、法名正哲一眞

種世 内記、始六左衛門

元祿九年歿、年七十九、法名普周了程

種之 左太夫

信平 兵衛、深江氏を繼ぐ

天和二年八月五日歿、年六十三、法名安玄正機

眞章 深江助右衛門

本文「先年普周に尋ね候は、御意見詮議の時、一人御迦し候は如何の仔細に候や。」とあるのは、延寶七年大木勝右衛門知昌 岡部宮内重利等と、藩主光茂に諫言の事か何かについて意見を闘はし、一人座を立て直に北原に山居した時の事をいふ。(八參照)

(四) どしめく 騒ぎ立てること。こつそりとせず、どし／＼音をさせて騒がしい事から出た語。

三二七 善事も過ぎると悪い、説法教訓も言ひ過ぎると却つて害になる

よき事も過ぐるは惡し。談議說法教訓なども、言ひ過ごせば、害になり候となり。

三一八 邪智深き佞人は我が立身の才覺のみ、それを見抜く事は難い

佞人に、氣力強く、邪智深き者ある時は、主人をだまし込み、我が立身の才覺のみいたし候。主の氣に入る筋を考へ覺えたる者は、少々にて邪の所見えぬものなり。よく／＼見にくき物なればこそ、權現様を（二）彌四郎はだましぬき申し候。斯様の者は、多分新參成上りにあるものなり。譜代大身には稀にあるなりと。

（二）彌四郎 大賀彌四郎。徳川家康に仕へた奸臣で、『東照宮御遺訓』に詳記されてゐる。

三二九 山本神右衛門曰く、「娘の子は育てぬがよい、親に耻をかゝす」

（二）前神右衛門申し候は、「娘の子は育てぬがよし。名字に疵をつけ、親に耻をかゝする事あり。頭子などは格別、其の外は捨て申すべし。」となり。

三三〇 惠芳和尚、鍋島安藝の「武邊は氣違」を佛道に應用す

（二）惠芳和尚話に、安藝殿物語に武邊は氣違にならねばされぬものなりと、御申し候由。我等覺悟に合ひ候儀不思議に存じ、その後いよく氣違に極め候となり。

（二）惠芳和尚 高傳寺第十五世住持。寶永二年八月十五日寂。

三三一 茶の湯の本意は六根を清くする爲、全く慰み事ではない

(一) 前數馬申し候は、「茶の湯の本意は、六根を清くする爲なり。眼に掛物、生花を見、鼻に香をかぎ、耳に湯音を聴き、口に茶を味はひ、手足格を正し、五根清淨なる時、意自ら清淨なり。畢竟意を清くする所なり。我は二六時中茶の湯の心離れず、全く慰み事にあらず。又道具は、たけぐ相應にするものなり。梅一字の詩に、前村深雪裏昨夜數枝開この數枝富貴なりとて、一枝と直されたりとなり。一枝の所が(二)わび好きなり」と申され候由。

(二) 前數馬 中野數馬政利。中野内匠茂利の子で、初名兵右衛門、後に數馬と稱した。部屋住の時年寄役となり、家督の後家判家老となつた。穩健篤實で藩主勝茂の信任が厚かつた。寛文四年四月廿三日歿。年六十二。法名善智院觀理日閑。墓は小城郡三日月村深川勝妙寺にある。前數馬は、その子數馬利明に對した稱呼で、前々數馬(三三一・註二)。と書いた所もある。これは「葉隱」の出來た寶永正徳頃の數馬貞起(利明次男)に對したもので集中單に數馬とあるは多く利明をいひ、例へば七度諫言(二三七)の數馬は、利明七十歳の事である。又政利の事を數馬と書いた所もある(八七三・八二九)。菩提寺勝妙寺の墓石には政利を前數馬、利明を後數馬と彫んである。

(三) わび好き 簡素で幽寂的趣味の意。茶道の語。

三三二 人の惡事も慈悲門に括り込み、よくせねば置かぬと念願せよ

恩を受けたる人、惡意の人、味方の人には、たとひ惡事ありとも潜かに意見いたし、世間にはよき様に取成し、惡名を云ひふさぎ、譽め立て、無二の味方、一騎當千になり、内

内にてよく受け候様に意見すれば、疵も直り、よき者になるなり。譽め立て候へば、人の心も移り、自然と悪しき沙汰止むものなり。すべて慈悲門に括り込みて、よくなさねば置かね念願なりと。

三三三 意地は刀の様な物、研ぎすまして鞘に納め置き、時々出して見よ

或人云ふ、意地は内にあると外にあるとの二つなり。外にも内にもなきものは役に立たず。たとへば刀の身の如く、切れ物を（二）研ぎはしらかして鞘に納めて置き、自然には抜きて眉毛にかけ、拭いて納むるがよし。外にはかりありて、白刃を不斷振廻はす者には人が寄り附かず、一味の者無きものなり。内にばかり納め置き候へば、錆も附き刃も鈍り、人が（三）思ひこなすものなりと。

（二）研ぎはしらかす はしらかすは、強めていふ語。研ぎすます。

（三）思ひこなす 蔑視すること。

三三四 小利口では濟まぬ、切るゝ所は早く据つて突つ切れ

小利口などにては物事すまぬものなり。大きに見ねばならず、是非の沙汰など、むざとすまじき事なり。又（二）ぐなつきてはならず、切るゝ所早く据つて、突つ切れて埒明ければ、武士にてはなきなりと。

(二) ぐなつく ぐなぐすること。

三三五 「大儀ながら御國を荷うて上げ候へ。」この一言が忘れられぬ

(二) 若年の時分、一鼎申され候は、「其方は末頼もしき器量にて候。我が死後に御家を偏へに頼み申し候。大儀ながら御國を荷なうて上げ候へ。」と涙を出し、申し聞かされ候。その時不圖胸にこたへ、この一言が荷になり、今に於て忘れ申さず候。斯様の詞始めて承り候。今時はやらぬ事にて候。人に教訓するも、身持心持、嗜みよく奉公仕り候へと申すが一ぱいなり。これは我が身の歎きまでなり。いかに行違なり。斯様の一言、最早云ふ人もあるまじ。歎はしき事の由。

(二) 若年の時分 山本常朝。常朝は、石田一鼎より三十歳の年少で、元禄六年一鼎逝去の時は、常朝三十五歳であつた。

三三六 大事の家中を不和にしてはならぬ、喧嘩や仲直りは仕様がある

意趣遺恨出来、公事沙汰など致す人は、扱ひ様にて何の事もなく済むものなり。一つ橋にて、奴出會ひ互ひによけず、打果すと候所へ、大根賣が中に入り、枋の先に双方取りつかせ、荷なひ替へて通したる様なものなり。やり様は、幾筋もある事なり。これ又主君への奉公なり。大事の御家中、めつたに死なせ、不和になしてはならぬ事なり。先年、

京都にて、(一)江島正兵衛を (二)源藏酒の上りにて、意見を申し候。これが源藏酒癖にて候。翌朝、正兵衛大小を差し、源藏長屋に仕懸け申し候を、(三)本村武右衛門聞附け、すかし候て、長屋へ連れ歸り候由にて、武右衛門 (四)我等長屋へ参り、「如何仕るべきや」と申し候なれば、源藏参り、「正兵衛は居り申さず候や。先程あの方へ事々しく仕懸け参り候由、たはけたる家來共拙者へ申し聞けず、唯今聞附け参りたり。」と申し候て、正兵衛小屋へ参るべくと仕り候を差留め、「先づ歸らるべく候。我等請取り候間、正兵衛所存聞附け、知らせ申すべき」由申し聞け、歸し申し候。さ候て、正兵衛を呼び、承り候へば、「諸人の中にて誤を數へ立て、意見を申され候は、意見とは存ぜず、意趣ありて恥をかせ申さるゝ儀かと存じ候。意趣直に承るべくと存じ、仕懸け候」由申し候。某申し候は、「尤もの事なり。さりながら、源藏遺恨あるまじく候。意見が酒癖にて候。(五)永山六郎は、拔くが酒癖にて候。癖は色々あるものにて、酒の云ひたる事を實に取持ち、大事の御家來二人打果し、主人に損とらせ、どこが忠節にてこれあるべきや。其方も、御重恩の人に候へば、何卒御恩を報すべきところ存ぜらるべく候へ。曾て恥になる事にてこれなく候。源藏心底、我等聞合せ申し達すべし。」と申し候て歸し、源藏へ、「斯様々々。」と申し候へば、「前夜申し候事、曾て覺え申さず

候。素より遺恨少しもこれなし。」と申し候に付、「さらば、正兵衛にその旨申し聞け、頭人に向ひ事々しく仕懸け候事は不届に候へども、年若にて不了簡もこれあるべく候。向後嗜み候様に申し聞かすべし。」と申し候て歸らせ、正兵衛に申し聞け、何の事もなく候。その上にて、正兵衛納戸役斷り申し候に付、我等頻りに差留め候處潜かに（六）北島甚左衛門へ相頼み御國元へ斷り申し遣はし候由、武右衛門へ申し聞け候に付、武右衛門より申し遣はし、甚左衛門手元を差留め、正兵衛に右の通り申し達し候へば、「いづれ仲好くはあるまじく候間、代り申すべし。」と申し候。それに付、「仲好くなり候事は、我等請取り申し候。先づ了簡して見られ候へ。半途に代り申され候節は源藏と酒事の上にて遺恨出来、下り申され候と沙汰これあり候時は、其方も酒飲みにて候へば、奉公の障りになり、源藏のために罷成らず候。暫く時節を待ち申され候様に。」と申し宥め、寄々に、「源藏と無二の仲になり候へ。」と申し候へば、「我等左様に存じ候ても、源藏殿心解け申すまじく候。」と申し候。「その解かし様相傳へ申すべく候。向には構はず、其方心計りに、さてく痛み入りたる事かな、よく顧み候へば我等に誤あり、殊に頭人に無禮を仕懸け不調法、この上は彼方役中には粉骨に勤むべくと存ぜられ候へば、その心忽ち向に感通し、其の儘仲好くなる事に候。其方も酒癖あり、我が非を知

つて禁酒して見られ候へ。」と節々申し候に付、不圖得心いたし、禁酒仕り候。その後正兵衛心入、源藏に話し候へば、「さてく感じ入りたる事、痛み入り、恥かしき仕合せ、この上は我が役中には加へ申すまじく」と無二の仲になり、源藏代り申し來り候節、源藏より申し遣はし、正兵衛も代り申し候。仕様により、斯様になる事に候。さて又、當座にて、酒狂にても妄言にても、耳に立ち候事中人これある節は、それ相應の返答仕りたるがよし。愚痴に候て、早胸ふさがり心せき、即座の一言出合はず、これにては残らぬ仕合せと打果し申す事、たはけたる死様なり。馬鹿者と申し懸け候はゞ、たはけ者と返答して濟む事に候。正兵衛も其の座にて、『御意見は忝く候へども、それは追て差向ひに承るべく候。諸人の中にては恥御かせ候様に聞え申し候。又人の上(七)言ひぐろうならば、御手前の上にも御座あるべく候。兎角酒の上にて申す理窟は違ひ申し候。本性の時承り、嗜みに仕るべく候。先づ御酒御上り候へ。』などと軽く取りなせば、恥にもならず、腹も立たず、その上にも理不盡に申し懸け候はゞ、相當々々の返答して濟む事なり。又爰には些か様子あり、兼ねしかとしたる所ある者には、酒狂人もめつたに言ひ懸け得ぬものなり。先年御城にて、何某へ何某ざれ言の上にて、磔道具よと申し候を憤り、打果すべくと仕り候を、(八)五郎左衛門(九)成富藏人泊り番

にて聞附け扱ひ、何某夜中に態と出仕候て斷りいはせ、濟み申し候。これもその座にて、其方こそ火炙り道具よと返言すれば、何の事もなく候。始終だまるは腰拔なり。詞の働き、當座の一言、心懸くべき事なりと。

(一) 江島正兵衛 不詳。

(二) 源藏 牛島源藏直孝。(五・註一)

(三) 本村武右衛門 初め吉右衛門中頃貞右衛門といひ、鍋島主水武興組であつた(一〇〇四參照)

(四) 我等 山本常朝自身をいふ。

(五) 永山六郎 永山六郎左衛門貞宣。(八六五・註一)

(六) 北島甚左衛門 名は元範。後十郎右衛門と稱し、手明槍から侍となつた。享保二年十一月歿

法名光譽乾義。

(七) 言ひぐろう ぐろうは競争の方言で、言ひぐろうは、互ひに言ひ合ひをすること。

(八) 五郎左衛門 山本五郎左衛門常治。(九・註三)

(九) 成富藏人 名は爲門。初め五郎兵衛内匠、後次左衛門と改めた。左内爲利の子で、成富兵

庫茂安の養子藏人安利(實は筑後柳河城主蒲池鎮並の長臣中山内藏之助の子)の孫である。元祿九年十月歿。年五十六。

三三七 牛島源藏京都留守居役の事、物は言ひ様で理が聞える

(一) 源藏御究めの沙汰承り候に付、何某殿へ参り、「人をのけ下され候様に。」と申し、「何事相究めらるゝ事に候や。幸ひ爰元参り居り承り届けず候ては罷上り難く

候。無遠慮千萬の儀に候へども、私心底黙止難く候て御尋仕り候。御知らせ下され候様に」と、據なく仕懸け申し候に付、「御屋形道具を自分に取遣ひ、節々御門外へ出で、遊山所へ参り、又下女を召抱へ大酒仕り候事言上。」と申され候に付て、さてく落着き申し候。何事もなき事にて候。數年の留守居にて、似合の諸道具は事缺き申さず、御手前様御越の時分も御覽の通りに候。留守居寄合三四十人の客に不足の物、御道具を借り申す事に候。是れ御用筋にて候。又御役人方堂上方勤に間もなく、外へ出て他方の留守居銀主參會には茶屋芝居不參にては御用相濟まず候。下女置き候事は數年詰の者は足輕手男迄召使ひ申す事、御存じの前に候。大酒仕り候事は今に初まり申さず候へども、酒狂仕りたる事一度も御座なく候。然れば皆以て御咎めなさるべき事にて御座なく候。不慣の歩行目付、見馴れ申さざる事故御法度背きの様に存じ候て、言上仕り候は尤もに候。留守居役は右の通り仕らず候ては罷成らざるものに候。安堵仕り候」由申し候て罷歸り候。然れば此の節御免しにて（二）居着に相勤め申され候譯これあり候。物は言ひ様にて理よく聞え申し候。仕懸け様にて聞取り申す事もこれあり候由。

（一）源藏

牛島源藏直孝。藩主光茂の歌道御用の爲常朝と共に京都に在勤した時の事である。（五

七五參照

(二) 居着 住み着いて勤務すること。

三三八 某々和尚追院の時の事、我が身は見えぬ所があるもの

何和尚へ耳に口を附け、(二)追院の時分も申し候様に、暫くは行方も知れざる様に成され、夫れには及ばずと御差圖の時、佐嘉へも御出で候時は、現在の時よりは光さし申し候。今程佐嘉御出頭諸人受取り申さす候。若し上より御沙汰も御座候時は、何事も捨たり申し候。何和尚追院の後、(三)高傳寺に居られ候事御耳に達し、内意にて、「二度佐嘉へ出で申さるゝ儀罷成らず候。よく御了簡候へ。」と申し捨て罷立ち候。我が身は見えぬ所があるものにて候由。

(二) 追院 僧侶が罪科に依つて寺院を追放すること。

(三) 高傳寺 鍋島家菩提寺。(四四八參照)

三三九 小々姓仲間船中の氣轉、廻船舢子を造作なく追散らす

小々姓仲間五六人、同船にて罷上り候時分、夜中に此方の船、(二)廻船へ突當り申し候。舢子五六人飛び乗り、「舟作法に任せ碇を取上げ申す。」と、ひしめき候を承り、走り立ち、「作法は己れ仲間の事、武士の乗りたる船の道具を取らせて置くべきか。一々海に切りはめよ。」と(二)鳴り廻り候に付、悉く逃げ歸り申し候。斯様の時、武士の仕

事の振りが入るものなり。輕き事には鳴り廻りて濟ましたるがよし。輕き事に重くかゝり、手延になり、末は留らず不出來の事あるものなりと。

(一) 廻船 江戸時代の定期航海船。海路江戸に上つた時の出來事である。

(二) 鳴り廻る 怒鳴り立てる、威嚇する。

三三〇 悪事も破れぬ仕様がある、金錢の事で腹切らせるは殘念

何某帳納めの時、銀不足に付寄親へ申し達し、「金銀の事にて腹を切らせ候は殘念の事に候。寄親役に銀子差出され候様に。」と申し候に付、尤もの由にて合力致され、相濟み候。悪事も破れぬ仕様あるものにて候由。

三三一 諫言が入れられず殿様悪事の時は味方して世に隠せ

(一) 將監常々申し候は、「諫と言ふ詞、早や私なり。諫はなきものなり。」と申し候。一生御意見申上げたるを知りたる人なし。又一度も理詰にて申上げたる事なし。潜かに御納得なされ候様申上げ候由。(二) 前々數馬も終に御用と申して罷出で、御意見申上げたる事なし。御序に潜かに申上げ候に付、よくお請けなされ候。外に存じたる者これなく候故、御誤終に知れ申さず候。理詰にて申上ぐるは、皆我が忠節だて、主君の惡名を顯し申すに付、大不忠なり。御請けなされざる時は、いよく御惡名になり、申

上げざるには劣るにて候。我ばかり忠節者と諸人に知られ申す迄に候。潜かに申上げ、御請けなされざる時は、力及ばざる儀と存じ果て、いよく隠密致し、色々工夫を以て又は申上げ、仕り候へば、一度は御請けなさる事に候。御請けなされず御惡事これある時、いよく御味方仕り、何卒世上に知れ申さざる様に仕るべき事なりと。

(二) 將監 中野將監正包(一七・註三)。始め兵右衛門。中野内匠茂利の子、神右衛門清明の孫に當る。

(三) 前々數馬 中野政利。(三二・註一)

三三三 不忠不義者一人も無く、悉く御用に立つるが大忠節大慈悲

上下萬民の心入を直し、不忠不義の者一人もこれなく、悉く御用に立て、面々安堵仕り候様仕なすべしと、大誓願を起すべし。(二) 伊尹が志の如し。大忠節大慈悲なり。人の癖を直すは、我が癖を直すよりは仕にくきものなり。先づ一人もえせ中を持たず、近附は素より、見知らぬ人よりも、戀ひ忍ばるゝやうに仕なすが基なり。我が身にてても覺えあり。相口の人より云はるゝ意見はよく請くるなり。さて意見の仕様は應機說法にて、人々のかたぎ次第に、好きの道などより取入りにて云ひ様品々あるべし。非を見立てゝ云ひたる分にては請けぬ筈なり。我はよき者になり、人は惡しき者に云ひなしては、何しに悦び申すべきや。先づ我が非を顯し、「何としても直らぬ故、宿願をも懸け置きたり、惡意の事

に候間、潜かに意見召され給ひ候様。」などといへば、「それは我等も左様にあり。」と申し候時、「さらば申合せて直すべし。」と云ひて、心に能く請け候へば、頓て直るものなり。一念發起すれば、過去久遠劫の罪を滅するもこの心なり。何程の惡人にて、直さずには置くまじきと思ふべし。不了簡の者程不憫の事なり。色々工夫して直せば直らぬといふ事なし。ならぬといふは、成し様足らざる故なり。何某子を諸人憎み、かゝらぬ生附なれども、祖父以來頼むといはれたる一言故今に捨てず、毎朝佛神に祈誓いたし候。眞は天地に通ずるものなれば驗あるべし。これ我等一生の願なり。人の好かぬ惡人ほど惡意にして通りたり。誰々、諸人請取らぬ者共なれども、我等一人最負して、人に逢うては「さてく、一ふりある祕藏の者共、第一は御爲なり。」と褒め立て候へば、人の心も移り、思ひ直し候。人に少し宛の取柄あるものなり。惡しき所ありとも、取柄を取持ち候へば益に立つなり。かねく示し合ひ候者は、「殿は近年の内御他界あるべし。その時拙者追腹の覺悟にて髪を剃り、五六十人の御側の者共に目を覺まさすべし。不斷御叱りばかり逢ひ、大事の時は身を捨て、損なる事なれども、これこそ眞の御被官なれ。日陰奉公の小身者共が、歷々衆追ひ倒し、御外聞を取る事他事なき儀なり。隨分打任せて勤むべし。」と申合ひ候。(二)出來出頭などが、あたまかぶせに、がさつたる事申し候時は

打果すべし。」と申したる者も候へども、「さてく取違ひかな、あれは殿の尻拭役なり。しまり潰さるゝ奴なり。それが目にかゝらぬか。四五年の内に、殿の御外聞取りて上げ申す大事の御被官が、今(三)かつたゐと棒打ちするものか。」と申し候て、差留め申し候。殿の御爲に、諸朋輩入魂致し、人のよくなる様に、爲になる様にとの大誓願を起し候。奇特にや、我等が申す事は、何れもよく請け申され候。又御爲と存じ、着座より下足輕迄に究竟の者數十人入魂にて手に付け、我等が一言にて忽ち御爲に一命を捨て申し候様仕置き候。又人々心入少しも直り候時は、それを育て、随分褒め候て嬉しがらせ、「いよくよくなり候様に。」と申し候へば、進みて直り申すものとなり。

(一) 伊尹が志 伊尹は、湯を補佐して桀を滅し、天下を平定した殷の名相。

(二) 出来出頭 新參者の意。

(三) かつたゐ 乞食。

三三三 時代と共に人の器量も下る、一精出せば圖抜けて御用に立つ

皆人氣短か故に、大事をなさず仕損する事あり。何時迄もくときへ思へば、しかも早く成るものなり。時節がふり来るものなり。今十五年先を考へて見給へ。さて世間違ふべし。未來記などと云ふも、あまり替りたる事あるまじ。今時御用に立つ衆、十五年過ぐれば一人もなし。今の若手の衆が打つて出ても、半分だけにもあるまじ。段々下り來り、

金拂底すれば銀が寶となり、銀が拂底すれば銅が寶となるが如し。時節相應に人の器量も下り行く事なれば、一精出し候はゞ、ちやうど御用に立つなり。十五年などは夢の間なり。身養生さへして居れば、しまり本意を達し御用に立つ事なり。名人多き時分こそ、骨を折る事なれ。世間一統に下り行く時代なれば、其の中にて抜け出づるは安き事なり。

三三四 人の癖は似我蜂の様に精を出して直せば直る、養子も教へ様

精を出して人の癖を直したらば直る筈なり。(二) 似我蜂の如し。養子なども、我に似よ我に似よと、云ひ教へいたし候はゞ似るべきなりと。

(一) 似我蜂 ジガバチ、腰細蜂ともいふ。昆蟲の一種。支那では、この蜂が螟蛉の子を負うて似我似我と我が子に化せしむといふので、養子の譬とした。

三三五 崩るゝ御家を抱留むると思へ、人の悪事を憎まぬがよい

佞人出頭の時か、又上に悪事ある時、多分構ひなき者迄も氣すさびして欠伸氣色になり、奉公に精を出さず、沙汰評判ばかりするものなり。斯様の時、第一口を慎むべし。茲に眼の着け所あり。左様に致し候時は、殿は何となるべきや。斯様に仕にくき時こそ、一入精を出して、よき様にして上げ申す筈なり。古き家は佞人出来候ても、上に悪事何程ありても、十年より内に崩るゝものにてなし。二十年も續き候はゞ危き事もあるべし。こゝ

を呑込みて、左様の時分、十年より内に仕直して御家を抱留めて上げ申すべしと存すべき事なり。身にかゝらぬ者迄も、早氣草臥して宜しからざる事と、(二)そゝめき廻り、御家中籠になり、(三)うそゝけ候故、世上へも洩聞え、十年より内にも崩るゝなり。悪事は内輪から多分言崩すものなり。すべて人の上の悪事を憎まぬがよきなり。いらぬ所に敵を持ち、害になる事あり。悪人も此方を頼むやうにして、折を以てよきやうに仕なして遣すべき事なりと。

(一) そゝめく　こそく話す。

(二) うそゝく　底抜けになること。

三三六　氣力さへ強ければ詞も行ひも自然と道に叶ふ、されど心が第一

氣力さへ強ければ、詞にても身の行ひにても、道に叶ふ様になるものなり。これを脇よりは褒むるなり。然れども、心に問はれたる時、一句もいかぬものなり。(二)心の問はば」の下句は、諸道の極意とも申すべきものなり。よき目付なりと。

(一) 心の問はば　(四一参照)。

三三七　我が知つた事も功者の話は幾度でも深く信頼して聞くべきもの

功者の話等聞く時、たとへ我が知りたる事にてても、深く信仰して聞くべきなり。同じ事

を十度も二十度も聞くに、不圖胸に請取る時節あり。其の時は格別のものになるなり。老の繰言と云ふも功者なる事なりと。

三三八 主君の命にだぐを踏まねばならぬ事がある、畢竟主君の爲

事によりては、主君の仰付けをも、諸人の愛想をも盡かして、だぐを踏廻りて打破つてのけねばならぬことあり。畢竟は、御爲一偏の心入さへ出来れば、紛れぬものなり。何某事、御前様附にて御死去の時、上より差留めらるゝと申し候て、髪を剃り申されず、表より相附けられ候人さへ剃髪仕り、無興に候故、附役共剃り申し候。斯様の時などは、御意にても差圖にても聞入れず、上にも、御家老衆も御存じあるまじく候。(二)傳高院様附の男女六人追腹、上代には(三)八並武藏覺悟仕り候。上の御外聞にて候へば、承引仕らずと申し切る筈となり。

(一) 傳高院様 鍋島勝茂長女で、上杉彈正大弼定勝の室。名は於市。寛永十二年六月三日歿。年二十九。法名傳高院殿洞胤榮仙大姉。追腹男女六人は勝屋采女夫妻 藤井兵左衛門胤重夫妻 江里口九郎右衛門信貞 同妹於呂久である。御前様は奥方をいふ。

(二) 八並武藏 八並武藏守重。松浦黨波多氏の臣で伊岐佐に住し、使番を勤めてゐた。龍造寺隆信の養女(後の妙安尼)が波多三河守親に縁組の時御迎への使者となつて佐賀に赴いたが、姫病氣のため萬一他界の時には追腹する覺悟であつた。幸ひに回復して婚禮整ひ、波多氏没落後佐賀に來つて鍋島氏に仕へた。松浦黨波多氏の祖持の孫八並次郎進から十四代の孫である。(九三一参照)

三三九

祖先の御加護で、鍋島家は日本に並ぶものなき不思議の御家

(一) 山の奥まで閑にして適に訪ひ来る人に、世間の事を尋ね候へば、殿様公儀御首尾よき事、御慈悲の御仕置の沙汰ばかり承り候て、目出度き御家、日本に並ぶ所あるまじく候。此の後宜しからざる事共もこれあり候へども、自然とよき様に成り行き候は、不思議の御家、御先祖様方の御加護これありて、御仕置遊ばさるゝ儀かと存じ候由。

(二) 山の奥まで云々 山本常朝の閑居をいふ。

三四〇

鍋島家は浪人の他國出を許さぬ、かく主従の契深い家中はない

或浪人衆申され候は、「他國出を差免されず、浪人者に飯料も下されざるは御無理なる事、他國になりとも出で候は、渡世の仕様もこれあるべく候。追附惡事に罷成るべし。」と申され候に付て、「他國を差免されざるが有り難き事にこれあるべく候。浪人は御意見にて候。大切に思召さるゝ故、他國へは差出されず候。斯様なる主従の契深き家中は、又有るまじく候。御懲らしなされ候て、段々差出さるゝ事に候。惡事に成ると申す事は、數年後より申す事に候。面々苦痛さに上を恨みて申す拵事と相見え候。御罰危き事に候。」と申し候へば、又、「今佐嘉の士ども朝は晝まで休み、役義には虛病を構へ、自墮落千萬の風俗。」と申され候に付、「それが御家の強みにて候。利

口發明にかせぎ廻り申す者は、斯様に仕り候はゞ、他方にては、大身にも成るべきに御褒美もこれなきなどと存じ、脇心出来申すべく候。御譜代相傳の侍に候へば、元來脇心出来申さず、誰教ふとなしに、爰に生れ出で爰に死ぬと落着き、我が宿と存じ候に付、悠々と朝寝も仕り候。これ程の強み何處にこれあるべきや。」と申し候へば、又、「御家の槍先槍先と云ふ、武國なりと申すは手前の言ひなしにて、他方には知れざる事にてはこれなきや。書物にも見及び申さざる事。」と申され候に付、「御槍先の事は記録に相見え候。(一)島原戦死四百に及び候は、(二)鎌倉崩れには勝り申すべく候。これは武國と申さず候て叶はざる事に候。他方の知手には、太閤様權現様など御褒美の事、これは近代に目持たずとは云はれぬよき證據人にて候。」と取合ひ申し候。永浪人などは退屈して遺恨に存じ、悪口を仕り候。それ故、運盡き歸參も仕らず候なりと。

(一) 島原戦死

天正十二年三月の島原陣で、龍造寺隆信以下の戦死をいふ。

(二) 鎌倉崩れ

元弘三年五月廿二日北條高時滅亡の時をいふ。

三四一

捨者も仕盡くした者でないといふに立たぬ、窮屈では駄目

すてものも、盡くしたる者にてなければ用に立たず。丈夫窮屈ばかりにては、働なきものなりと。

三四二 名利の眞中、地獄の眞中に駈入りても主君の御用に立て

愚見集に書附け候如く、奉公人の至極は家老の座に直り、御意見申上ぐる事に候。此の眼さへ着け候へば、餘の事捨てものなどはゆるし申し候。さて／＼人はなきものに候。斯様の事に眼の着きたる者一人もなし。たま／＼私慾の立身を好みて、追従仕廻る者はあれども、これは小慾にて終に家老には望みかけ得ず、少し魂の入りたる者は、利慾を離るゝと思ひて踏込みて奉公せず、徒然草撰集抄などを樂しみ候。兼好西行などは、腰拔すくたれ者なり。武士業がならぬ故、抜け風をこしらへたるものなり。今にも出家極老の衆は學びても然るべく候。侍たる者は名利の眞中、地獄の眞中に駈入りても、主君の御用に立つべきとなり。

三四三 至極の忠節は主を諫め國を治むる事、家老になるも其の爲

(一)我等は親七十歳の子にて、鹽賣になりとも呉れ申すべしと申し候處、(二)多久圖書殿、神右衛門は陰の奉公を仕ると、勝茂公常々御意なされ候へば、多分子孫に萌え出で、御用に立ち申すべし。」と御留め、松龜と名を御附け、(三)枝吉利左衛門より袴着させ申され、九歳より光茂公小僧にて召使はれ、不携と申し候。綱茂様よりも御雇ひなされ、御火燵の上に居り候て、わるさども致し、(四)御かるひなされ候てども御遊びなされ、

其の時分何ともならぬわるさ者にとられ申し候。十三歳の時髪立て候様にと光茂様仰付けられ、一年引入り居り申し、翌年五月朔日罷出で、市十と名を改め申し候て、御小姓役相勤め申し候。然る處、(五)倉永利兵衛引入れにて元服いたし、御書物役手傳仰付けられ、餘りの取成しにて、權之丞は歌も讀み申し候に付、(六)若殿様よりも折々召出され候と申上げられ候に付差支へ、暫く御用これなく候。利兵衛心入れは其の身の代人に仕立て申すべき存入りと、後に存附き候。右の後江戸御供も仕らず、ぶらりと致し罷在り候に付て、以ての外不氣味になり、其の頃、(七)松瀬に(八)湛然和尚御座候。親より頼み申すと申置き候に付て懇意に候故、節々参り、出家仕るべきかとも存入り候。其の様子、(九)五郎左衛門見取り、前神右衛門加増地を差分け申すべしと、(一〇)數馬へ内談仕りたる由承り候。弓矢八幡、取るまじと存じ候處、請役所に召出され、新に御切米仰付けられ候(外に兩人あり)。此の上は小身者として人より押下げらるゝは無念に候。何としたらば心よく奉公仕るべきかと、晝夜工夫申し候。其の頃、毎夜五郎左衛門話を承りに参り候に、「古老の話に、名利を思ふは奉公人にあらず、名利を思はざるも奉公人にあらず、と申傳へ候。此のあたり工夫申し候様に。」と申し候故、いよく工夫一偏になり、不圖得心申し候。奉公の至極の忠節は、主に諫言して國

家を治むる事なり。下の方に（二）ぐどつき廻りては益に立たず。然れば家老になるが奉公の至極なり。私の名利を思はず、奉公名利を思ふ事ぞと、篤と胸に落ち、さらば一度御家老になりて見すべしと、覺悟を極め申し候。尤も早出頭は古來（二二）のうぢなく候間、五十歳計りより仕立ち申すべしと吞込み、二六時中工夫修行にて骨を折り、紅涙までにはなく候へども、黄色などの涙は出で申し候程に候。此の間の工夫修行即ち（二三）角藏流にて候。然る處に御主人におくれ、兼々出頭仕り候者は、（二四）すくたれ、御外聞を失ひ申し候に付て、此くの如く罷成り候。本意は遂げず候へども、しかと本意を遂げ申し候事段々話し申し候通りにて候。思立つと本望を遂ぐるものに候。又御用に立ち候ものの（二五）ばちこき候は、自慢の天罰故に候。此の事（二六）愚見に書附け候通りなり。誠に身の上話、高慢の様に候へども、奥底なく不思議の因縁にて、山家の閑談、他事無く有體話し申し候となり。

（二七）翌朝

朝

（二八）手ごなしの粥に極めよ冬籠り

朝顔の枯蔓燃ゆる庵かな

古期
丸酔

（二九）我等 我等は山本常朝。親七十歳の子。（二九參照）

(二) 多久圖書 名は茂富(二〇・二・註四)。元常朝の父神右衛門重澄の寄親であつた。

(三) 枝吉利左衛門 名は順之(のぶゆき)。實は下村左馬助茂充の次男で、枝吉善右衛門順實の養子となり、後に御藏入頭人大物頭となつた。父善右衛門、大阪夏の陣の時、神右衛門と共に出陣し、其の前から特に昵懇であつたので、利左衛門は常に神右衛門を尊敬し、毎年歳暮には年の餅を贈り、其の死後は一生の間、毎年盂蘭盆に、燈籠や水の子を墓前に供へてゐたことが、『常朝年譜』に記されてゐる。延寶八年正月歿。寛文元年九月廿五日利左衛門が、江戸御供のため木原の神右衛門宅に暇乞に行くと、神右衛門は松龜(常朝、時に三歳)の將來を頼み、「五歳になつたら中剃させ、御手前の古上下を御着せ下され。」と頼んだ。すると傍にゐた松龜が、「古上下はいや。」と、駄々をいつたので、利左衛門は、「いかにも御尤も、随分新しい上下を御着せ申さう。」と約束したことがあつた。五歳の時、約束通り袴着があり、利左衛門から備前長船盛光の小脇差を贈つた。これは、鍋島光茂婚禮(室は中院大納言通純の女甘姫)の時、利左衛門が御用のため差遣はされ、中院大納言から拜領したものである。

(四) 御かるひなされ かるふは「背負ふ」の方言。

(五) 倉永利兵衛 名は良清。塚原宇右衛門の次男で、光茂の時始めて侍に召抱へられ、御歌書役を勤め、御陸頭となつた。

(六) 若殿様 鍋島綱茂。

(七) 松瀬 佐賀郡松梅村松瀬。

(八) 湛然和尚 神右衛門重澄も深く湛然和尚に歸依し、孫潛龍(嫡子吉左衛門武弘の三男)を出家させて湛然和尚の弟子とし、自分も晩年湛然和尚から血脈を受けた。常朝が同じく血脈を受けたのは延寶七年廿一歳の時である。(解題參照)

(九) 五郎左衛門 重澄の孫、常朝の甥。(九・註三)

(一〇) 數馬 中野利明。(一七・註二)

(一一) ぐどつく 愚圖つく。今も「ぐどつくする」といふ。

(一二) のうぢなし 能治なし。效能がない、効果がなない、永續せぬこと。又、「この蠟燭は、のうぢなかしなど、持ちの悪いことにもいふ。

(一三) 角藏流 (二〇六参照)。

(一四) すくたれ 自動下二段活用動詞の連用形。(六一・註四)

(一五) ばちこく 罰かぶる、罰を受けること。

(一六) 愚見 『愚見集』をいふ。

(一七) 翌朝 山本常朝(古丸)と田代陣基(期醉)とが、常朝の草庵で語り合つた或冬の夜の翌朝。初會は寶永七年の春であつた。

(一八) 手ごなし たやすく手自らすること。こゝでは自炊の意。

